

かつ關係諸國にたいして必要な國際條約を勸告する。

(ロ) 教育、科學および文化の分野において活動中の人物の國際的交換、出版物、藝術的および科學的興味の對象物、その他の情報資料の交換をふくむあらゆる知的活動の部門における諸國民間の協力を奨励する。

(ハ) あらゆる國の民衆に、いずれの國によつてつくられたかを問はず、印刷物および公表物に接近しうるように企圖された國際的協力の方法を創始する。(以上第一條第二項)

まことに、空前の、宏大にして徹底した任務がユネスコに課せられたものである。ロンドン會議の開催されたのは、第二次世界戦争の餘燼がようやくおさまつた頃であつた。人々は、人類の歴史の大きな危機に直面していること、しかもこの危機の本質が知的なもの道義的のものであることをはつきり自覺していた。平和と人類の福祉にむかつて、この危機を打開すべき任務を課せられたあたらしい機關にたいして、かねてから、くりかえし、もつともつよく要望されていたことは、この機關が、諸國民間の相互の理解をはかることを最大の任務とし、その任務の達成のため、利用しうべきあらゆる手段をつくすことであつた。それには、まず第一に、もつとも直接の効果をあげる手段として、新聞、ラジオ、映畫等の、いわゆる『大量通信方法』(マス・メディア)と知識、情報および藝術のあらゆる普及手段を利用すべきであるとされた。第二に、多少時

間を要するが、浸透力のつよい教育事業につき、加盟國が協力して正義・自由・平和にたいする人間教育をすすめることである。そして、第三には時間的にいつそながくかかるが、ふかい重要性をもつものとして、科學・學術資料と知識の蓄積物を利用することである。このような考慮から、上記のようなユネスコの任務が規定されたのである。

新聞・ラジオ・映畫等のいわゆる『大量通信方法』の利用は、ユネスコのもつともおおきな特徴の一つであつて、とくにアメリカ合衆國が重視したものである。ロンドン會議の起草委員會はこれに關する條項として、更にくわしい長い原案を決定したのであるが、それが短縮されて第一條第二項となつたのである。この大量通信の重要性を強調する目的をもつて、アメリカ合衆國代表の提案により、左の決議が會議で採擇された。

『大量通信方法 (Media of Mass Communication) とユネスコにおけるその地位に關するロンドン會議決議』

新聞、ラジオおよび映畫のような大量通信方法が、知識の普及と相互理解による國際平和と安全の維持という、國際連合の目的達成にとつて有する至大の重要性にかんがみ、また、

世界の諸國民に、相互について眞實と正義と理解をもたらす努力において、ユネスコがあら

ゆる大量通信方法と協力しうるもつとも有効な方法と手段を、もつともはやい時期に確定するため。

世界の諸国民間における、言語と表象による思想の自由な移動にたいする検閲、差別的經濟行為およびその他の障害からの國際報道機關の最大の自由を樹立することを援助するため、また、

公私の主要大量通信機關のユネスコの事業に参加する程度と態様を、いつそう明らかに確定するため。

左の通り決議した。

一 準備委員会は、ユネスコ第一回總會の議事日程作製にあたり、平和の目的のため、ならびにサンフランシスコの憲章の目的および原則にしたがい諸國間の友好關係を増進するためにユネスコが大量通信方法の使用の促進にあたる範圍と機會を討議するに充分な機會を用意すること。

二 準備委員会はユネスコの内部規定、とくにその委員會組織および事務局を作成するにあたり、大量通信の分野の諸種の機關および團體とのあいだに創設さるべき關係に特別の注意をはらうこと。

三 準備委員会はユネスコの相互利益の討議、大量通信方法およびその共通目的のため共働する
方法と組織につき、専門家およびこれらの事項に關係ある機關團體の代表者と協議する
こと。

上記任務の第二(ロ)の教育の機會均等は、委員會において、多くの代表がくりかえし強調し
たところであつた。ポーランド、メキシコおよびチェコスロヴァキアの代表は、教育の機會にお
ける差別の悪影響と機會均等によつてあたえられる大きな希望を披瀝し、中國の代表は、各個人
がその能力と資質を完全に發展せしめる權利を力説した。

また、教育の問題に關連し、アメリカ合衆國代表は、とくに成人教育にたいするユネスコの努
力を要望した結果、左のような決議が成立した。

『成人教育に關するロンドン會議決議』

民主主義政府の力と安定性は、啓發された輿論に依存するにかんがみ、
成人教育が世界の市民の啓發に直接貢獻することにかんがみ、
左の通り決議した。

ユネスコは公私の諸種の成人教育機関と緊密な事業上の連絡の樹立を促進すること、また、準備委員会はユネスコの委員組織および事務局案を作成するにあたり、かかる協力関係を増進すべき適当な機関の必要性を充分考慮にいれるべきこと。

(三) 國內事項不干渉の原則

憲章第一條第三項は、『この機關の加盟國の文化および教育制度の獨立、完全および豊かな多樣性を保持するため、この機關は本質的に加盟國の國內管轄權の範圍内にある事項に干渉することを禁止される。』と規定している。

ユネスコは教育、科學および文化を通じて、諸國民間の協力を増進することによつて、平和と安全に貢献することを目的とし、その目的達成のため、あらゆる方法を利用することを任務とするものであることは、上述の通りであるが、ユネスコには決して加盟國に強制力を行使したり、直接立法する權限はあたえられていないのである。そのおこなうところは、諸國間のおこなう事業に協力することであり、刺戟をあたえることであり、示唆することであり、獎勵することである。そして、もしその事業が條約によらなければならない場合には、その締結を勸告するにとどまるのである。要するに、ユネスコの決定は、原則として、加盟國にたいし勸告の性質をもつて

いるものである。この點に關する疑念を明らかにするため、ロンドン會議はとくにこの條項をも
うけ、國內事項にたいする不干渉の原則をかけたのである。しかしユネスコの決定は、大きな
世界の輿論を背景としたものであることを知らねばならない。たとえば加盟國がその教育や文化
を極端な國家主義の鼓吹に利用したり、いちじるしい國際的偏見や不當な敵愾心を煽動すること
にもちいて平和に害があるようなことがあれば、その加盟國はユネスコの調査をうけねばならな
いだらうし、事態が重大であれば、國際連合の安全保障理事會によつてとりあげられることも
なるであらう。

この不干渉の規定は、國際連合憲章第二條第七項「本憲章に掲げらるるいかなる規定も、本質
上いずれかの國の國內管轄權の範圍内にある事件に干渉するの權能を國際連合にあたうることな
かるべく、また右事件を本憲章による解決に付託することを加盟國にたいし要求することなかる
べし。ただし、右原則は第七章による強制措置の適用をさまたげることなかるべし。」というの
に相應するものである。けだし、主權平等の原則の上に立つた今日の國際社會においては、やむ
をえないところである。大部分のユネスコ加盟國は、國際連合加盟國であつて、國內事項にたい
する不干渉の原則は、一般にすでにみとめられているのであるから、教育科學の分野についても
それにしたがつたまでである。したがつて、ユネスコの總會で可決された一般教育・文化政策や

その實施協力に關する勸告は干涉ではなく、各加盟國がこれにたいしてとる態度をみずから決定することになるのである。ただこの點について、はつきり念頭におかねばならぬことは、平和と安全の維持といふことは、一國の國內管轄事項ではないといふことである。

四 加盟國たるの地位

(一) 原加盟國

國際連合の加盟國たる地位は、當然國際連合教育科學文化機關の加盟國たる地位をうる権利をともなう。(第二條第一項)

國際連合の加盟國は、原連合國と加入連合國とからなる。原連合國とは、サンフランシスコ會議に参加したか、一九四二年一月一日の連合國宣言に署名したかして、國際連合憲章に署名しかつ批准する國家であり、加入連合國とは、のちに國際連合に加入した國家である。國際連合憲章にさだめられた義務を受諾し、この義務を履行する能力と意思があると國際連合がみとめたところのすべての平和愛好國は、國際連合に加入することができる。

ユネスコの原加盟國を連合國にかざるかどうかについては、ロンドン會議前から、ことにアメ

リカ合衆國でさかんに論議されたのである。連合國にかぎるべしとする説は、樞軸國の知的破壊と武力にたいしてともに抵抗した諸國民こそ、恒久平和の知的基礎をきすくの、いつそう大きな熱意と効果をもつて協力することができると主張した。これにたいし、連合國にかぎらず舊敵國をのぞくすべての國にもただちに開放すべきであり、なお舊敵國にもすみやかに加入をみとむべきであるという説があつた。その主要な理由とするところは、新機關の第一目的がすべての國民に、平和にたいする意欲を發展せしむるにあるのであつた。ロンドン會議では、本機關を國際連合體系の主要構成部分となすべし（國際連合とユネスコとは別々の成立經過をたどつたことは前述の通である。）との要望がつよく、ついにユネスコの原加盟國は、國際連合の加盟國以外におよばぬこととされたのである。ただし、ソ連邦は最初からユネスコに加入していない。

(二) 國際連合非加盟國の加入

國際連合の非加盟國は、憲章第十條により承認されたユネスコと國際連合とのあいだの協定の條件にしたがい、執行委員會の勸告にもとずき、總會の三分の二の多數決をもつてこの機關の加盟國たる地位を容認されることができるとする。（第二條第二項）

ユネスコの原加盟國は、國際連合の加盟國にかぎられたが、ロンドン會議代表のほとんど全部が、ユネスコの加盟國の範圍はできるだけひろくし、組織された世界の保全と強固を害するよう

な重大理由のある場合を除き、いずれの國もユネスコから排除すべきではないというつよい考えをもつていた。人類の總意によつてできあがつた、世界平和にたいする唯一の希望である國際連合は、あらゆる努力と犠牲をはらつても強化されなければならないと感ずる人々にとつて、これを強化する方法は種々あるであろうが、その最良の方法の一つは、國際連合の加盟國であること非加盟國であることを問わず、すべての國家をして平和的・進歩的な世界の心をついにせんとするユネスコの理想の推進に協力せしむることであると考えられたのは、もつともなことである。諸種の事情からまた國際連合に加入はしていないが、實際ユネスコの理想に全的に共鳴し、その事業にすくなからぬ貢献をなしうる國はすくなくはないのである。したがつて、もしそのような國がユネスコに加入して、國際連合の基本目的の達成に貢献することが一般にみとめられるならば、その加入をこばむ理由はなくなるだらう。このように考えるとき、中立をまもつた國は本條の手續をへて、すみやかに加入をみとめられるものとおもわれる。舊敵國の場合は、加入の資格をみとめられる前に、平和愛好と國際協力への精神的變革の實を證明することが必要であらう。現にスイスは、國際連合には加入していないが、すでにユネスコに加入をみとめられ、スエーデンは國際連合に加入するともに、ユネスコに加入した。イタリア、オーストリア、ハンガリアは加入を申請し、去る三月の國際連合第四回經濟社會理事會で承認され、來る十一月のユネスコ第二

回總會の審議に附せられることとなつてゐることが報ぜられてゐる。

ここで「憲章第十條により承認されたユネスコと國際連合とのあいだの協定の條件」にふれなければならぬが、その條件は同協定第二條の規定するところであつて、左記の通りである。

「國際連合非加盟國によつて提出されたユネスコ加入の申請は、事務局からただちに國際連合經濟社會理事會に轉達されなければならない。理事會は、かかる申請の却下を勧告することがあるが、かかる勧告は、ユネスコによつて受諾されねばならない。もし理事會による申請受付ののち六月以内にかかる勧告がなされなければ、申請はユネスコ憲章第二條第二項にしたがい處理される。」

すなわち、右によつて知られるように、國際連合非加盟國のユネスコ加盟の申請はまず國際連合經濟社會理事會の承認をうることが必要で、その上でユネスコ執行委員會の勧告にもとずき、總會の三分の二の多數決によつて決定されるのである。國際連合の精神、目的と、その専門機關としての自主性を調和せしむるため、ロンドン會議はこのように決定したのである。わが國の加入問題については特に第四において述べることにした。

(三) 権利の停止、除名および脱退

ユネスコの加盟國の地位の變動に關しては、権利の停止と除名についてのみ規定されている。

すなはち左の通りである。

「國際連合の加盟國たる地位にぞくする權利と、特權の行使を停止されたこの機關の加盟國は、國際連合の要求によつて、この機關の加盟國たる地位にぞくする權利と特權を停止される。」

「國際連合から除名されたこの機關の加盟國は、自動的にこの機關の加盟國でなくなる。」(第二條第三項第四項)

國際連合の加盟國が不當の行動をした場合は、これにたいする制裁として安全保障理事會の勸告にもとずいて、總會は加盟國たるの權利と特權の行使を停止することができるという國際連合憲章第五條の規定と、國際連合の加盟國で連合憲章の原則に執拗に違反したるものは、國際連合から除名されるという同第六條に相當するものである。

國際連合憲章にもユネスコ憲章にも、脱退に關する規定はない。ロンドン會議では、加盟國は適當な期間の警告と機關にたいする財政的負擔の完了を條件として、脱退を認めることが提案されたが、イギリス代表の主張と、中國・メキシコ・フランス代表等の賛成によつて撤回された。國際連合の専門機關の一つとして、ユネスコの規定も國際連合憲章と歩調を合すことになつたのであるが、その論據は脱退の權利をみとめないといつても、結局は強力を行使するものでなければ實際におこなわれないことだし、機關がその特定の條件や手續を實施することは、非實際的であ

り、實行不可能であり、加盟國を機關にとどめておく力は強制力ではなく、ユネスコの價値の認識とその事業の效用にあるべきだといふのであつた。これを要するに、脱退はみとめられていないと解釋しうるのである。

五 機 關

ユネスコの機關は總會 (General Conference)、執行委員會 (Executive Board) および事務局 (Secretariat) である。(第三條) そのうち、もつとも重要な地位を占めているものは總會である。執行委員會は、總會の決議事項を實施するための總會の代行機關であり、事務局は、ユネスコの事務行政をつかさどる機關である。憲章で規定されたこれらの機關のほか、總會は特別委員會その他必要な從屬的機關をもうけることができる。(第四條十一) また、執行委員會は他の國際的専門機關と協力するため共同委員會をもうけることができる。(第十一條第一項)

(一) 總會

ユネスコの運命を決すべき總會の組織、性格、權限および機能の問題は、ロンドン會議でもつとも議論の多かつた事項の一つであつた。

(イ) 構成

「總會はユネスコ加盟國の代表者によつて構成される。各加盟國の政府は、もし設立されているときは國內委員會、設立されていないときは教育・科學および文化諸團體と協議の上選定される五名をこえない代表者を任命する。」(第四條第一項)

構成に關しては、國家と教育・科學・文化關係團體との兩者が總會に加わるべしという説と、國際連合の専門機關としての建前から、總會には國家のみを代表とすべきだ、といふ説が對立していた。結局後説が採用されたのである。しかしこの決定は、ユネスコの事業に協力する關係團體の重要性を過少評價するものではなく、問題は政府の責任をいかに考えるかという點で説がわかれていたのである。後説によれば、政府はすでに民衆の代表機關であつて、ユネスコの目的を世界的規模において獎勵し促進することが期待されているのであるが、この場合、政府は必然的にユネスコの事業に共鳴し協力する教育科學文化團體の技術的・専門的知識を吸収すべきであるといふのである。このような理論にもとづいて、政府は總會にたいする代表者の任命は國內委員會(後述六參照)、もしくは民間の教育科學文化諸團體と協議した上でおこなうことにしている。

(ロ) 任務

總會はユネスコを中心機關であつて、次のような機能をはたすものである。

ユネスコの政策と事業の大綱を決定する。(第四條第二項)

教育・科學・文化に關する諸種の國際會議を開催する。(第四條第三項)

加盟國政府にたいする勸告、または國際條約を決議する。(第四條第四項)

「國內事項不干渉の原則」については、上記三の(三)項で説明したところであつて、右の勸告または國際條約も、そのまま加盟國を拘束するものではない。しかし、總會にたいする各加盟國の代表者の權威・識見からして、その勸告や國際條約が加盟國內で尊重され、支持されることはおのずから明らかなきこととされている。この場合、勸告は過半数、國際條約は三分の二の多数決を必要とする。

教育・科學・文化的事項について國際連合に助言する。(第四條第五項)

加盟國から提出された勸告を受理し勘考する。(第四條第六項)

執行委員會の構成員を選擧し、事務總長を任命する。(第四條第七項)

(六) 表 決

加盟國は、總會で一箇の投票權を行使する。決議は通常過半数をもつてなされ、とくに憲章で規定した場合には三分の二の多数決を必要とする。(第四條第八項)

三分の二の多数決を必要とする場合は、左の通りである。

國際連合非加盟國の加盟の承認（第二條第二項）

國際條約の採擇（第四條第四項）

オブザーヴァー招請（第四條第十三項）

憲章の修正（第十三條）

表決の場合の出席者の定足數については議論があつたが、憲章ではこの點にふれず、たんに多數決と、出席しかつ投票する加盟國の過半數ということにされた。

（二）手續

(1) 總會は毎年通常總會をひらくが、このほか執行委員會の要求によつて特別會議をひらくことができる。その各會議において、次の會議の開催地が總會で指定され、かつそれは年々變更される。（第四條第九項）

ユネスコの本部は、ロンドン會議の決議によつてパリに定められた（第一の三の（三）参照）が、總會の年次大會はユネスコの國際性を強調鼓吹するため、年々場所をかえてひられる。第一回總會は、一九四六年十一月パリでひられたが、そのとき一九四七年の總會開催地はメキシコ・シチーに決定された。

(2) 總會の議長とその他の役員は、各會議ごとに選舉される。（第四條第十項）パリの總會で

はレオン・ブルム氏が議長に選ばれた。

(3) 總會はその手続規則にしたがつてすべて一般に公開される。(第四條第十二項)

(4) オブザーヴァー(第四條第十三項)

國際的な非政府團體は、總會の會議にその代表者をオブザーヴァーとして派遣しうることもある。ロンドン會議では、オブザーヴァー派遣に反對論もあつたが、ユネスコの事業と關係ある國際的機關をして、充分ユネスコの事業を諒解せしめ、緊密な協力關係を發展せしむることを有益と考へ、これらの機關の代表者をオブザーヴァーとして招請することができることとした。ただし、このオブザーヴァーは、ユネスコに常時席をおくものではなく、特定の會議にのみ招請され、もちろん投票權はなく、要求に応じて討議に参加するだけのものとされている。

(二) 執行委員會

執行委員會は、總會の事業計畫を實施すべき總會の代行機關とする構想のもとにつくられたものである。したがつて、執行委員會の委員は、各自のぞくする政府の代表者というよりは、總會の代表者として行動するものとされている。

(1) 構成

執行委員會は、加盟國によつて任命された代表者のなかから、總會が選舉した十八名の委員と總會の議長とで構成される。(第五條第一項)

委員を選ぶにあつては、總會は藝術、人文科學、科學、教育および思想の普及等の部門の1もしくはそれ以上に能力をそなえていること、委員會の行政的・執行的任务を遂行する資格をもつてゐることを標準とするほか、世界の各地の文化の多様性と均衡のとれた地理的配分にたいして考慮をばらうこととしている。この要請はカナダの代表がおこなつたのであるが、異論はなかつた。

委員の数は十八名で、總會の議長は職權上(Ex officio)諮問的資格においてかわるのである。その任期は三年とされ、二期間在任することができる。委員の三分の一が毎年改選される。最初の選舉では、抽籤で各委員の任期が定められた。これは、執行委員會に、多様な文化と廣汎な地理的分布をあたえるために、あまりながく同委員を専任せしむることをさける趣旨にでたものである。總會にたいする代表者以外のものを執行委員會の委員に選ぶことはできないが、臨時に委員を代表するものを任命することはみとめられ、また總會の代表者が、所屬政府によつて罷免された場合には、當然執行委員會の委員でなくなる。(なお、委員の顔ぶれについては第三の二の第一回總會の事業の項を参照されたい。)

(四) 任 務 (第五條(乙)參照)

執行委員會は、總會にかわつて行動するものであつて、その権限の源は總會にある。總會で採擇された事業計畫を實施することは、執行委員會の最大の任務であるが、總會閉會中に次期總會の議事日程を用意し、事務總長を任命し、その報告を總會にとりつぐ任にあたる。

執行委員會の會長と役員は委員會みずから決め、その手續規程は總會にはかつて決める。毎年二回定期會議を開催し、また、會長の發意または六名の委員の要請によつて特別會議を開催することもできる。執行委員會はユネスコにたいする新加盟國の加入を總會に勧告し、またユネスコの権限内にぞくする事項について、國際的機關の代表者とのあいだにむすばれる協力の取り極めを承認する。

(三) 事 務 局

この種の國際的機關にとつて、實際上重要な影響をおよぼすのは事務局であつて、機關全體の機能と能率が事務局の適不適にかかつていることがすくなくない。ロンドン會議では、この點について種々の意見がでた。フランス代表は、知的協力國際事務局の經驗、調査事業等がユネスコによつて利用されるべきだといふ同國政府の意見を紹介し、知的協力國際事務局をユネスコの事

務局として利用すべき案を述べたが、これに固執するということはなかつた。會議では新機關の運営を成功にみちびくために、必要な基本的條件をあたえるため、できるだけ事務局の権限を大きくかつ自由にすることにつとめ、總會、執行委員會等の制限をうけることをすくなくしたことがうかがわれる。

(1) 構成

事務局は事務總長と必要数の職員をもつて構成される。

事務總長はユネスコの行政長官である。ロンドン會議では、事務總長は總會が任命すべしとする説があつたが、結局總會が承認する條件にしたがい、執行委員會の指命によつて、六年の任期をもつて任命されることになつた。(第六條一項および二項)不適任な事務總長の罷免については、べつに規定はない。

事務總長は事務局の職員を任命する。職員の任命は總會の承認した職員規則にしたがい、その資質能力を最高水準におくことにも、できるだけひろい地理的配分を考慮することとされた。高級職員の任命は、執行委員會の承認を要することとする説があつたが、これは、執行委員の勢力をもつて、公然職員の任命を左右することとなり、ひいては、事務總長の行政執行を不當に妨害することとなるという反對説によつてしりぞけられた。事務總長またはその代理者は、總會、執

行委員會のほか、委員會のいつさいの會合に出席できるが、投票権はない。事務總長の任務は、總會および執行委員會に提出すべき年次報告を作成するとともに、總會および執行委員會のとりべき行動の計畫案を作成することである。(第六條一・二・三・四項) 職員の仕事條件と期間とに關する紛争を裁決するための行政裁判所の設置案が、連合國文部大臣會議案の條項中にあつたがこれは總會の承認する職員規則にゆずることになつた。

(四) 事務總長および職員の仕事

事務總長および職員の仕事の性質は、もつぱら國際的なものである。事務總長および職員の仕事の履行にあつては、いずれの政府またはこの機關外のいかなる勢力からも、訓令をもつめたりうけたりしない。この機關の各加盟國は、事務總長と職員の仕事の國際的な性質を尊重し、かつ、その仕事の遂行にあつて、これらの者を左右しないことを約し、事務總長および職員は國際的職員として、その地位をそこなうような、いかなる行動もつしまなければならぬ。(第六條五項)

事務總長の仕事は、執行委員會および總會にたいするものであることは自明のこととして、よく規定されることはなかつた。

六 國內委員會

(一) 國內委員會の組織と任務

ユネスコの加盟國がユネスコに協力する態様は、廣汎な國民的基礎の上に立つて、民主主義的におこなわれるのであつて、かざられた個人や團體によるものでもなく、もちろん政府の代表者だけによるものでもない。この點に關して、憲章第七條では、各加盟國は教育、科學および文化的事項に關係あるその國の主要團體を、ユネスコの事業に加盟させるために、その國の特殊事情に適應するような措置をとる。この措置は、政府およびそのような團體をひろく代表する國內委員會を設置する方法によることゝ規定している。(第一項)そしてこれらの國內委員會または協力團體は、關係事項について、ユネスコ總會に出席する代表者および自國政府にたいする諮問機關であり、かつまたユネスコとの連絡機關として機能をはたすものとされている。

(第二項) なお、この國內委員會の事業の發展を援助するため、加盟國の要請にもとずいて、ユネスコの本部から臨時的に、あるいは恒久的に事務局の職員を派遣することができることになつてゐる。(第三項)

ロンドン會議においては、國內委員會に非常に大きな期待がかけられたのであつて、代表者のなかには國內委員會をつくりえない國は、ユネスコの加盟國たる權利をみとむべからずと論ずるものさえあつたほどである。しかし、諮問的機關の設置を強制するのは、それ自身矛盾であり、また國內委員會の任命を絶対條件とする時は、不適當な性質および效能の御用團體がつくられるおそれがあるという反對論にしたがい、憲章第七條第一項の國內委員會の設置は、つよい勸告の性質を有するものとされた。ユネスコの目的と任務からして、政府と民間の團體や個人がその趣旨と使命を十分に認識し、關係各界各層の積極的な協力によつて、眞に民主主義的な國內委員會が設立されることを重視しているのは當然のことである。今日ユネスコに共鳴する團體や個人は、多數にのぼることと想像されるが、このもりあがる民衆の代表者と政府の代表者をもつてつくられた機關が、すなわちこの國內委員會である。ここにユネスコの大きな特徴の一つがみられる。かの連盟時代の知的協力國際委員會も、各國に國內委員會をもつていたが、これに比してユネスコの國內委員會は、その理念と規模と構成において劃期的な進歩と増強と擴大をしめしている。ただし、その規模と構成の方法は、すべての加盟國に劃一的なものではなく、それぞれの國の特殊事情におうじてことなることがありうることは、憲章が明らかに規定しているところである。

國內委員會の組織に關する諸加盟國の實例については、資料がないので一々列擧できないが、参考までに、つぎにアメリカ合衆國の例を附記する。

(二) アメリカ合衆國內委員會の例

アメリカ合衆國の教育家、科學者、藝術家等のなかには、第一次世界戦争前後から、とくに教育文化事業の部門における、常設的な國際協力機關の設置をつよく提唱していた人々が少なく、すでに民間機關のあるものは、これらの人々の努力によつて實現をみたものもあるが、第二次世界戦争中、ロンドンにおける連合國文部大臣會議によつて、公的機關の設置の氣運がたかまるにつれ、これを實現しようとする運動が關係方面に活潑におこつて來た。それは當然議會に反映して、右の機關への加入を促進する決議となつてあらわれた。一九四五年五月二十二日の下院におけるムント決議と、同年五月二十四日の上院におけるフルブライト・タフト決議が、それである。いよいよユネスコが成立し、その憲章が効力を發生するや、アメリカ合衆國の連邦議會は、一九四六年七月三十日の兩院共同決議をもつて、ユネスコへの加入を承認し、あわせて憲章第七條にもとづく國內委員會の設置を規定した。

それによれば國內委員會は國務長官によつて任命され、百名の委員により構成される。委員百名のうち、六十名は諸種の教育・科學・文化團體の代表者、四十名は國務長官の選定する個人で

ある。そして、この四十名の内譯は連邦政府代表十名、地方および州政府代表十五名、一般個人十五名となつてゐる。委員の任期は三年に定められ二期以上重任することを得ない。委員は、旅費その他の委員會の用務のための實費以外の報酬をうけない。委員會は、すくなくとも毎年一回會合し、また常任委員會をもうける。國務省は、國內委員會の事務局を提供することになつてゐる。

國內委員會の委員長および副委員長は、次の通りである。

委員長 カンサス州立農科大學學長 ミルトン・アイゼンハウアー
副委員長 ニュース・ウィーク誌主筆 エドワード・パレット

ワシントン大學總長 アーサー・コムプトン
アメリカ學術協會 アーウィン・カナム

なお、國務長官によつて選定された五十の教育・科學・文化團體の名をあげると、つぎの通りである。

- (一) 成人教育アメリカ連合會
- (二) 科學振興アメリカ連合會
- (三) 博物館アメリカ連合會
- (四) 大學教授アメリカ連合會
- (五) 大學婦人アメリカ連合會
- (六) アメリカ書籍出版者評議會
- (七) 地方官廳連合アメリカ委員會
- (八) 學術協會アメリカ評議會

- (九) アメリカ教育會
- (一一) アメリカ藝術連盟
- (一三) アメリカ教員連合會
- (一五) アメリカ圖書館連合會
- (一七) アメリカ技術教育協會
- (一九) アメリカ教員連盟
- (二一) アメリカ醫科大學連合會
- (二三) 放送教育連合會
- (二五) 合衆國商業會議所
- (二七) 産業別組織會議 (CIO)
- (二九) 教育映畫圖書館連合會
- (三一) 在アメリカ基督教會連合評議會
- (三三) アメリカ映畫協會
- (三五) 有色人振興連合會
- (三七) カトリック教育連合會
- (一〇) アメリカ農業事務所連盟
- (一二) アメリカ勞働連合會 (AFL)
- (一四) アメリカ建築家協會
- (一六) アメリカ哲學協會
- (一八) アメリカ新聞編集者會
- (二〇) アメリカ法律學校連合會
- (二二) 青年奉仕連合團體
- (二四) アメリカ單科大學連合會
- (二六) 經濟振興委員會
- (二八) アメリカ合衆國協同組合
- (三〇) アメリカ農民教育協同組合
- (三二) 婦人クラブ總連盟
- (三四) 學士院
- (三六) 放送者連合會
- (三八) カトリック福祉會議

(三九) 父兄教員國民會議

(四一) 國民教育連合會

(四三) 婦人投票者國民連盟

(四五) 國民出版者連合會

(四七) 國民社會福祉會

(四九) 獨立映畫製作者協會

(四〇) 全米編集者協會

(四二) 國民農業會

(四四) 國民音樂評議會

(四六) 國民調査評議會

(四八) 社會科學研究評議會

(五〇) アメリカ・ユダヤ人集會評議會

アメリカ合衆國ユネスコ國內委員會は、一九四六年九月に結成されたが、同年十一月のパリにおけるユネスコ第一回總會にのぞむ同國代表團のとるべき態度について、國務長官に委員會の意見を報告した。要旨はつぎの通りである。

「教育、科學、文化を通じて、世界平和を國際的に推進しようとしているユネスコの事業の必要性は、日一日と明らかになつてきており、人類の知的・道義的連帶性を回復し明確にすること、言いかえれば人類の連帶性にたいする既存の障害をみきわめて分析し、これに打ち克つ力を強化し創造する作業を開始することは、現下の喫緊事である。ユネスコは、その目的が大膽であり、組織の奇抜な新しい機關であるが、その性質にふさわしい手段をつくすことによつて國際行動を先達する役割をはたすに相違ない。もしも、攻撃にたいする合衆國防衛のため、年

額百三十億弗の軍費支出が正常化されるならば、その一割ないしそれ以上が、攻撃の危険をのぞいたり減殺するためにつかわれても、非常に安い保険料である。國內委員會としては、實施が可能で有効な企劃があるならば十億弗や十五億弗、もしくはそれ以上の支出もいとわない。アメリカ代表團は、ユネスコの總會で、大膽にかつ想像力をはたらかして思慮し行動すべきであるが、人間の本性と運命にかんする基本的命題を、ふかくつよく自覺している國民を代表しているということをしるす、かつ世界の理解に到達する基本的手段として、あくまで思想の自由と言論の自由とを絶對的に固執せんことをのぞむ。」

以上の要旨をまえおきして、現下の状況にかんがみ、さしあたり、(一) 人間と世界およびその相互關係に關する人間の知識の保存のための國際協力、(二) 學術・科學・藝術を通じて人間と世界およびその相互關係に關する人間の知識の増進のための國際協力、(三) 教育および通信手段を通ずる人間と世界およびその相互關係に關する人間の知識の普及のための國際協力、の三つに限定した提案を提出した。

ユネスコの事業に關する報告と運動の展開を目的として、國內委員會の主催で、本年四月フィラデルフィヤに全米から約五百の學術・文化團體の代表者千五百名が參集し、國內ユネスコ會議を開催した。

第三 ユネスコの事業

ユネスコの事業としては、一九四六年十一月パリで第一回總會を開催したばかりで、本格的な活動はこれからである。一九四五年十一月、ロンドン會議で憲章が成立すると同時に、準備委員會が設置され、第一回總會をむかえる準備に着手したことは上述の通りであるが、本章においては、準備委員會の事業と、第一回總會およびその後の發展にわけて概説することとした。

一 準備委員會の事業

一九四五年十一月ユネスコ憲章が成立するともに、『準備的教育科學文化委員會』を設立する議定書が署名された。この準備委員會の任務は、憲章が署名二十カ國の批准をえて、效力を發するにいたるまでのあいだに、機關の恒久的體制をととのえて、その事業の開始にそなえることであつた。議定書にかけられた任務は、次のようなものである。

(一) 第一回總會を召集すること

(二) 第一回總會の假議事日程、既存の國際機關の事業と資産の移讓等の事項に關する調書と勸告、および國際連合とのあいだの特別協定を用意すること、事務局の組織および事務總長の任命

(三) 第一回總會に提出すべき事業計畫と豫算の研究をなし、勸告書を用意すること

(四) 戦災をこうむつた諸國の教育・科學・文化の復興の急務にたいし、即時作業を開始すること

準備委員会は、憲章に署名した各政府の代表一名宛をもつて構成されたが、第一回準備委員会で十五名の委員からなる執行委員會がつくられることになり、委員會の決定するすべての権限を行使することとなつた。

準備委員會の最初の委員長はアルフレッド・ジンメルン卿であつたが、一九四六年二月病氣のために引退し、ほとんど同時に、副委員長ワルター・コチニグ氏もアメリカ本國國務省にかへつたので、有名なイギリスの博物學者ジュリアン・ハックスレー氏が委員長となり、フランスのジャン・トーマ氏（リオン大學比較文學教授）とアメリカ合衆國のハワード・E・ウイルソン博士（前ハーヴァード大學教授）が副委員長に任命された。一九四六年三月には事務局がもうけられ、十二名の職員をもつて、ロンドンのグロヴナー・スクエーヤにちかい建物の一階をかりうけて事

務を開始した。その後、職員の数は増加し、同年夏には百三十名となり、秋には二百二十五名となった。その頃ユネスコ本部の豫定地パリに引越し、フランス政府は、今次の戦争とゆかりのふかいマゼスチック・ホテルをこれに提供した。ここで準備委員会の事業の仕上げがおこなわれたのであるが、第一回總會のときには四百人の職員がはたらいてゐた。

準備委員会は第一回總會の開催にいたるまでに、數回にわたつて總會を開いて討議をおこなつた。その議題は總計百四十七の多數にのぼり、きわめて廣範圍におよぶものであつたが、これを教育・大量通信（ラジオ、映畫、新聞）、圖書館及び博物館、自然科學、社會科學および人文科學、藝術の六部門にわかつこととし、事務局もこれにおうじて課をもうけた。それぞれの部門別に各政府を代表する専門家と外交官とからなる委員會がつくられ、提出議題の分析討議をおこない、提案の草案が用意された。七月にはロンドンに準備委員會總會がひらかれ、承認された草案を實施にうつす優先順位がきめられ、その後修正をへて、九月初旬には事業計畫勸告案として、各國政府に配布された。これが『綠書』（グリーン・ブック）として知られているもので、ユネスコ研究費によつて基礎的資料とされているものである。

きわめてひろい範圍におよぶ數多の提案は、次の三つの標準にしたがつて選擇された。

(1) 平和と安全の確保にそれ自身資するものとおもわれるもの

(四) 差しあたり実行可能とおもわれるもの
Ⅵ ユネスコの將來の發展の道をひらくもの

このようにして選擇された提案には、左記のようなものがふくまれていた。すなわち年鑑および調書の刊行、圖書目録の作成、著作権の部門における國際的協力、ユネスコ放送計畫の樹立、情報の自由流通に對する障害の除去、後進地域における科學的發展の増進、學校教科書の修正、世界の主要文化を代表する古典的作品の翻譯、科學的研究にたいする補助金交附、文化的・教育的施設としての、公衆圖書館および博物館の發展、平和をおびやかす國際情勢緊張の研究、都市町村計畫にたいする調査資料の適用、演劇における國際的協力の増進、戰災地域における藝術活動條件の研究、および文盲にたいする基礎的教育的世界的運動等がそれである。これらの項目はまた次のような標準によつて分類することもできる。

- (イ) 政府と民間團體の活動を刺戟するもの
 - (ロ) ユネスコの協力と財政的援助によつて事業の遂行を容易にするもの
 - (ハ) 國際的規模において活動を調整するもの
 - (ニ) 必要におうじユネスコみずから發案し、計畫し、實施するもの
- 準備委員會では以上のような一般的提案のほかに、とくに緊急を要する事項として、戰災地域

の復興の問題と、国際連合との関係を規定する協定作成の問題が、重要任務とされていた。

戦災地域の教育・科擧・文化復興の問題については、準備委員会設立と同時に、この問題を取りあつかう専門分科委員会が設立され、災害救済の必要性の調査と情報をあつめること、および関係國政府と救済を申し出でた篤志諸團體に關する情報を配付する権限があたえられた。ユネスコと連合國復興救済機關(アンラ)との關係については前にちよつとふれたが、(第一の三の(一)參照)準備委員会でアンラと交渉した結果、ユネスコの計畫が明らかにされた。ユネスコとしては、諸種の長期復興計畫案をたてていたのであるが、事業の性質と豫算の關係から、結局緊急を要する事項をまず處理し、長期計畫の基礎事業とすることに方針を定めた。たとえば、世界に圖書を供給する計畫の第一歩として至急圖書館の復興をはかること、教育の進歩をはかる計畫の前提として、戦争によつて精神的悪影響をうけた兒童の心理的研究をし、教場の復興に力をそそぐこと、またいわゆる科擧の『發展における暗黒地帯』をなくするため研究室の再建に着手するということなどが、その復興事業とすることである。準備委員会は、ユネスコがこの種の復興事業については、たんに情報をあつめくばるだけでなく、積極的に全世界に救済運動をおこし、救済團體を糾合して直接復興事業にあたるべきであるという意見を提出し、一九四七年度の豫算の約一割をこの事業にふりあてて、もつとも優先的にとりあつかうべきだと勸告した。

ユネスコと国際連合およびその専門機関、個人的または非政府團體との關係を規定することは準備委員會の重要任務の一つであつた。ロンドン會議の決議中に、準備委員會が學術連合國際評議會と協議して、兩機關の協力方法を規定し、これを第一回總會に報告すべしという決議があつたことは、上記（第一〇三〇（三）参照）の通りである。國際連合との關係を規定するため、準備委員會は、國際連合經濟社會理事會との協力の原則について協議をつづけた結果、全文二十二カ條からなる協定が成立し、國際連合非加盟國の加入、相互代表、議事項目、國際連合の勸告、情報および文書の交換、安全保障理事會および信託統治理事會にたいする援助、人事交流、地方支部設置、豫算および財政取極、他の専門機關との取極等の事項について取極めた。右の協定は九月二十三日國際連合總會で承認された。（國際連合憲章第五十七條およびユネスコ憲章第十條参照）

ユネスコと國際連合情報局(Department of Public Information of United Nations)とのあいだに、ラジオと映畫事業の協力に關する協定が成立し、ニューヨークとレイク・サクセスにユネスコ事務所がつくられ、またパリのユネスコ事務局のユネスコ情報部に關する協定ができた。

なお、準備委員會はユネスコの豫算、職員任命、俸給、勤務條件、執務規則等に關する勸告書をつくつた。それによれば、一九四七年度豫算を七百五十萬弗に計上し、職員數は同年末までに約四百名とすることにした。

二 第一回總會の事業

憲章成立ののち、滿一年を多忙な準備にいやしたユネスコは、いよいよ一九四六年十一月九日より十二月初旬まで、パリでその最初の總會を開催することとなつた。この第一回總會にいたるまでに、憲章を批准した國は、つぎの二十八カ國であつた。

オーストラリア、ベルギー、ボルヴィア、ブラジル、カナダ、中華民國、チェコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ共和國、エジプト、フランス、ギリシャ、印度、レバノン、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ベルー、フィリッピン、ポーランド、サウジ・アラビア、南アフリカ連邦、シリア、トルコ、イギリス、アメリカ合衆國、ヴェネズエラ、
(その後エクアドルとハイチがつづいて批准した。)

このほかに、また批准手續中の國や批准を考慮中の國があつたが、これらをあわせ四十四カ國の代表者百七十五名以下隨員をあわせて約七百名が總會に出席した。ただし、票決権をもつたのは憲章を批准した國にかざられていた。なお、國際連合その他の専門機關からオブザーヴァーが派遣された。出席者のなかには、アメリカ合衆國國務省文化局長マックリッシュ氏、訪日教育使

節團長だったストックダド博士、評論家アン・マコーミック女史、イギリスの博物学者ハックスレー教授、フランスのジョリオ・キュリー女史、アンドレ・マルロー、ポール・サルトル、その他ガブリエル・マルセル、アンナ・フロイド、エルベ・レイドなど世界著名の文化指導者、外交官、政治家、平和運動家の名がみえている。

これよりさき準備委員会において、ユネスコの理想と事業にたいする一般民衆の認識と關心をたかめ、諸国民間の相互理解の増進を強調する目的をもつて、十一月をとくに『ユネスコの月』として指定し、それぞれ加盟国内で種々の国際文化事業の備をおこなうことが、加盟国の代表者によつて申し合わされた。フランスは第一回總會の主人役として、特に工夫をこらした立派なプログラムを十一月四日から總會期間中はなほなくくりひろげた。イギリスは名優ローレンス、オリヴァー一座のシェイクスピア劇、中国は東洋情緒ゆたかな中國劇を、アメリカはアンブラウソンの唄とマルサグラハム一座のバレエをおくり、チェコスロヴァキアからはブラード交響樂團、オランダからはアムステルダム管絃樂團、スエーデンからはロイヤル・オペラ座の古典舞踊が乗りこみ、フランス主催の講演會、カンヌのコンクール入賞の名畫觀賞會、繪畫、彫刻、建築展覽會、パストール研究所の研究公演會、その他さまざまな當代一流の文化公演がユネスコの總會をかざつたことが報ぜられている。

總會議場としてはソルボンヌ大學がえられ、開會式當日にはビドー・フランス首相の開會の辭についでネジュラン文部大臣、ルーシー・ソルボンヌ大學總長等の挨拶があり、レオン・ブルム氏が總會議長にえられた。ひきついで、事業計畫、行政および法律事項、ならびに救済復興に關する三つの實行委員會設置に關する議題が採擇された。

總會の第一週は、諸國代表が一般政策について述べ、ユネスコの目的をつよく支持し、平和と安全にたいする全人類の希望と、重要任務を確認した。このあいだに、憲章第五條にもとずく執行委員會の委員として、左の十八名の諸氏が選出された。

執行委員會委員氏名

- | | |
|----------------------|----------------------|
| E・ウオーカー (オーストラリア) | P・ヴェルニエ (ベルギー) |
| パウロ・カルネイロ (ブラジル) | ヴィクター・ドレ (カナダ) |
| 陳 源 (中華民國) | ジャン・オボセン (チェコスロヴァキア) |
| シヤフィク・ゴルバル・ベイ (エジプト) | ピエル・オージエ (フランス) |
| アレックス・フォチアデス (ギリシヤ) | H・R・クルユイト (オランダ) |
| サー・S・ラダクリシナン (印度) | マルチネス・ベーズ (メキシコ) |
| アルフ・ゾムメルフェルト (ノルウェー) | マリアン・ファルスキ (ポーランド) |

R・グンテキン (トルコ)

サー・ジョン・マウド (イギリス)

アーチボルト・マックリッシュ (アメリカ合衆国)

P・ペレス (ヴェネズエラ)

(一九四七年四月十二日、アーチボルト・マックリッシュ氏は執行委員を辭し、合衆国内委員
會委員長ミルトン・アイゼンハワー氏が後任にえらばれた。)

なお事務總長は、執行委員會の指命にもとずき、總會によつて任命されることになつてはいるが右の執行委員會はイギリスのジュリアン・ハックスレー氏 (準備委員會委員長) を事務總長に任命した。(事務總長の候補者としては、外にフランシス・ビドル氏があつた) ハックスレー氏は二年の期間をもつてこれを受諾、十二月七日就任し、これによつてユネスコ準備委員會は正式に解消した。總會は議事にはいるにあつて、(イ) 事業計畫、(ロ) 行政および法律事項、(ハ) 救濟復興の三執行委員會をもうけ、事業計畫委員會は六分科委員會にわかれた。事業計畫委員會に提出された準備委員會の勸告書の討議が、總會の議事の主要な内容であつた。準備委員會作成の勸告は、その相互のあいだの調整が充分でなく、かつ、いつそう具體的なものにする必要があり、多小の修正・追加・削除がおこなわれ、また問題の重點について再検討が必要であるとされてきた。事業計畫調整委員長はアーチボルト・マックリッシュ氏であつたが、以下同氏の報告を中心に議事の内容を概説してみよう。

事業計畫委員會は、その最初の總會で提案された諸事業計畫案をユネスコの計畫としてみとめる標準として、左の五項目を採用した。

(一) 憲章第一條の目的、すなわち教育・科學・文化を通じ諸國民の協力を増進して平和と安全の確保に資すべきこと

(二) 相互に調整連絡のとれた一體をなすこと

(三) 必要經費は初年度豫算七百五十萬弗を超過せぬこと

(四) 分量的に比較的小さくて有能なスタッフが處理しうる範圍にかぎること

(五) 内容的には、それぞれ分科委員會の任務に合致するものであること

このようにして、提案の數をできるだけ限定し、すくなくとも初年度においては、とくに切實な重要性を有し明らかに有効性をもつものだけを採用する方針を決定したのである。六分科委員會は、それぞれ右の方針にしたがつて審議をすすめた。その結果、提出された報告書は事業計畫委員會でまとめられ修正がほどこされたのち總會で採擇された。ここにこれらの提案のすべてをあげ、各委員會の審議状況を述べることは不可能であるが、平和と安全の確保というユネスコの目的にもつとも貢献すべきものとして、相互に調整されて一體をなすものとして、總會で採擇された事項は、左の通りである。すなわち、

- 一 戦災諸地域における教育・科学・文化施設の救済復興
 - 二 文盲の撲滅
 - 三 教材の改訂
 - 四 知識・情報の自由な交流（大量通信方法の利用とその障害の除去）
 - 五 自然科学の部門における提案
 - 六 社会科学の部門における提案
- これらの提案は、要するに、ユネスコが平和と安全に貢献するため、
- 一 人間の知識の保存をはかり、
 - 二 学術・科学および藝術を通じて知識の増進をはかり
 - 三 教育および諸通信方法を通じて知識の普及をはかるため
- 諸国民のあいだの協力を増進せんとするものにほかならない。つきに上記諸項目の内容について概説しよう。
- (一) 戦災諸地域における教育・科学・文化施設の救済復興
- この問題は一般提案と別に、とくに緊急を要する事項として、準備委員会が設立されることにも、専門分科委員会が設立されたことは前節で述べた通りであるが、總會においては準備委員会

の勧告がそのままに採擇された。必要におうじ食糧、衣類、避難所等の救援をなし、そのため諸國に救済運動をおこすこと、青少年の精神的復興と心の救済をはかるため全力をつくすべきこと等の急務がとなえられたが、一般にこの問題にたいしてユネスコのはたしうる使命はかぎられたものであり、しかも、このかぎられた手段もすでに時期おくれとなつていゝという見解が支配的であつた。ユネスコは知識の保存、教育施設や知識の手段の復興にたいする責任をもつものではあるが、ユネスコだけが救済復興の機關でないという考え方は、ロンドン會議以來あまねく承認されていたのである。ユネスコは理解を通じて平和の維持をはかる機關である。總會はこの問題について、ユネスコがその憲章によつて課せられた責任を如何なる程度におうべきか、また如何なる方法によつて行動にうつし、効果をあげるべきものであるかを、明確に世界に知らしたうえで、できるかぎりこの問題に盡力することに決した。

總會で救済援助を要する國としてあげられたのは、つぎの十四カ國である。

フィリッピン、中華民國、ユーゴスラヴィア、白ロシア、チェコスロヴァキア、デンマーク、フランス、エチオピア、イラン、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ソヴェト・ウクライナ

(二) 文盲の撲滅

この問題に關しては、準備委員會の勸告中に次のように述べられてゐる。

「國際連合憲章は、諸國民のあいだの平和と友好關係が創造されるためには、安定と福祉が必要であることを指摘している。その條件としては、經濟的生活水準の向上と、基本的人權および自由の普遍的な承認と實行がふくまれてゐる。(中略)諸國民間に存在している今日の教育上の不平等は、世界の平和にたいする危険を表示するものであつて、世界はその半ばが文盲のままで一つになることはできない。」

ユネスコの目的達成にもつとも直接大きな影響をおよぼすものは、世界の民衆の啓蒙である。そのため第一になされなければならないことは、諸國民のあいだにみられる教育上の不平等をなくすることである。それは、諸國民の基礎的教育に世界的な事業計畫を實行せしめること、あるいは別の言葉でいえば、最小限度の教育水準を樹立することによつて實現される。ユネスコは世界の民衆の文盲撲滅のため、このような提案にたいして、諸國の協力をもとめようとしてゐる。しかも、その計畫は新しい教育形式をふくむもので、とくに農業、健康、市民生活の部門における成人教育の發展に重點をおくものである。そのため、ユネスコは招請にもとずいて諸國に専門家を派遣し、その國の教育家と協力して、その計畫の發展を援助することとする。またその計畫に必要な圖書、寫眞、映畫、ラジオ等の資料の供給をはかるほか、圖書館・社會科學研究等の

分野にまで援助をひろげ、読み書きからはじめて日常生活の輔導、延いては國際問題についての認識を増進することにとめんとするものである。

(三) 教材の改訂

教育の手段を通じて相互理解をはかるため、教科書その他の教材は總括的に修正される必要がある。ユネスコは、まず諸國において一般に使用されている教科書をあつめることから始め、教材の修正に関する情報をあつめ、これを關係方面に配布する。そのことは、ユネスコが決して人間の想像力の檢閲官の役目をはたすことをくわだてるのではなく、情報の交換所（クリヤーリング・ハウス）の任務をつくそうとするものである。しかし、その任務は必然的に教材を分析して、いかなる個處が世界平和の基礎である相互の理解に害があるかを發見し、これを總會や國際連合に報告する責任をおうことにしようとするのである。すなわち、ユネスコは憲章の趣旨にしたがつて、教育、科學、文化の手段によつて平和の維持をはかるため、平和に危険ありとみとめられるような手段の誤用や濫用について、同盟國と國際連合の注意を喚起し、全世界の判斷にうつつたえる道義的義務をおつているのである。

(四) 知識・情報の自由な交流（大量通信方法の利用と障害の除去）

今日の世界で諸國民間の理解を増進する方法としては、教育や教材の改訂のほかに新聞、ラジ

オ、映畫等の新しい大量通信方法を利用することは、きわめて有効である。今日の技術的進歩は、その利用の効果を世界的なものとするのであつて、ユネスコはそのもつとも効果的な利用によつて知識・情報の交流をはかり、これにたいする障壁を打破せんとするものである。

その提案の第一は世界放送發受計畫である。規模と費用の點からして、ただちに實施することは不可能であるが、次期總會に實現可能な案を提出する目的を以て計畫の研究に着手する。

第二は、世界通信の必要をみたすべき見地から、新聞、映畫、電信および郵便業務の全般にわたつて調査をおこない、ユネスコの目的にもつとも適合するような業務の奨励と現存の缺陷を排除すべきことを提案する。現存の施設を利用するものとして、國際放送討論會と放送世界大學を企劃して、國際的興味ある問題を討議しようといふ特別の提案がある。

第三に、ユネスコは藝術家の生活と活動をさまたげる條件の改善をはかる方途の調査をおこない、かつ、他の機關と協力して貴重な藝術文化を保護し、その質の低下と廢滅をふせぐべしと提案されている。

第四に、印刷物に關しては、國際的圖書貸附中央機關をもうけ、世界のいずれの地方の讀者もその機關の協力をえて、すべての國のすべての圖書館にある圖書の原物または寫しを、入手し、

利用しうるようにする提案がなされている。なお、ユネスコの援助によつて、圖書館・學校等が全世界の國々から書物、雜誌、美術品、博物館展示品等を入手しうるようにしようという提案のほか、印刷物の保護といつそう廣汎な利用をはかるため、複製寫眞の利用を劃期的に増進すること、および國際的貸與制度または複製の方法によつて、戰爭中破壊された文化資料を供給することが提案されている。

第五の提案として、世界新聞會議がある。一九四七年の世界新聞記者會議において、諸國における新聞業の規則・慣行の統一、新聞記者名譽規約の制定、外國記者の地位等につき協議する。また、新聞記者の組織的旅行の獎勵、國際理解を増進するに貢献した優秀論文にたいする授賞をおこなう。

その他國際的意義を有する文献の蒐集および使用を促進し、世界的特別讀物の製作にたいする協力をおこなうことも提案されている。

以上のように、現存の通信方法の増進と新らしい世界的機關の創設という積極的な計畫とならんで、通信の交流をさまたげている障害を除去すべき、いわゆる消極的な提案がある。ユネスコのこれらの計畫は國際連合の他の機關、たとえば經濟社會理事會の同種の計畫と協同しておこなわなければならないことはもちろんである。

その第一は、圖書類その他の文化資料の移動にたいする障害である差別的な商業價格、官僚的な税關手續、不必要にたかい郵便料金等の調査の提案である。

その第二は、著作権の問題に關する提案であつて、藝術・文學・自然科學界の代表者をもつて委員會を設置し、一九四七年ベルギー政府提案の世界著作権會議の開催に協力することになつた。第三の提案としては、いずれの國においても、藝術家として、その固有の目的を達成すべき自由を有することは、すべての國の民衆の關心事であつて、ユネスコはすべての國の民衆にかわつて行動し、藝術家の自由が危険におちいつたとき、これを保護し防衛するため、憲章によつてみとめられているような手段を講ずるのである。

(五) 自然科學の部門における提案

その第一は、知識の保存の任務であつて、ユネスコ自然科學分科委員會は、國際連合に勸告して、舊樞軸諸國の科學施設を、戦禍をこうむつた諸國へ送與せんとする賠償政策の促進をおこなう。ただし、これによつて舊敵國における繼續的な科學的研究を阻害しないようにする。その他右に該當しない他の科學的・技術的施設および器械を購求して荒廢地域に送附することとし、この際連合國の餘剩軍需資材を利用することが、とくに強調された。また、もつとも重要な科學的定期刊行物のバックナムバーの寫眞複製を獎勵するとともに、精密フィルムと複寫作業を助成し

科學的文獻の世界的普及運動の展開を要求する。

第二に、知識の普及計畫として、奨励金制度によつて、科學者の國際的交換・旅行計畫を樹立することとされた。科學情報弘通の圓滑をはかるため、各國における科學的術語の標準化をはかり、このため科學者が、『科學的出版物と抄本の合理化を考究するため』の世界會議をユネスコが計畫すべきことが提案された。また自然科學分科委員會は、科學器械情報局を設置して、重要研究施設資材の國際的配分を援助すべきこと、および科學的施設の移轉をいつそう自由かつ容易にするため、通貨換算の困難を克服すべき方法も考究された。

第三に、ユネスコは知識の保存普及から、さらに一步すすんで、科學振興の機關たるべきことを目的とするものである。その特別計畫として、熱帯森林地域における生活條件改善の問題を研究すべきこととし、アマゾン森林の資源と生活條件に關する綜合調査をおこなうことになった。同様の性質を有する提案として、一九四七年度に中華民國、印度、中央アジアおよびラテン・アメリカの四地域に科學協力事務局を設置し、科學の主要な中心地からはなれてゐる邊鄙な地域を世界の科學界に接觸せしめ、とくにまだ工業化されていない民衆の生活水準を引き上げることが目的として、その地域の科學者を援助すべき計畫がある。また國際的科學團體と協力して、天文學、榮養學、氣象學、應用數學、熱帯の生活と資源、熱帯病および保健の分野の國際的實驗所お

よび研究所の設置、特殊な疫病の研究のためのセンター設置の可能性を調査すべきことも主張された。その他、學術連合國際評議會および専門連合會の研究にたいして援助すること、工學、醫學、農學の分野における國際諮問評議會 (International Advisory Councils) の設立を助長し、これらの各評議會には、各分野の現存の國際機關および國際連合専門機關の代表とともに参加するよう招請されるべきことが提案された。

なお、次の諸項が提案にふくまれている。

- (1) 全世界の科學者および學術機關の登録
 - (2) 科學者の派遣および招請に關して、各國がいかなることを實行しつつあるかについての情報をあつめること、これにはアンラ獎學資金計畫の完成にたいする責任の問題をふくめる。
 - (3) 國際連合の他の機關との協力
 - (4) 小さい、いつそう専門的な國際的機關の事業の援助
 - (5) 世界の民衆にたいし、科學的業績の意義に關する情報を普及すること
 - (6) 科學博物館の援助と巡回展覽會の奨励、またはその準備
- ちなみに、一九四七年度における、ユネスコ自然科學分科會の豫算は百萬弗である。

(六) 社會科學の部門における提案

この部門でもつきも重要な提案は、『戦争にみちびく緊張の研究』の企劃である。その研究は國家主義、國際主義、人口の壓力と技術的進歩が民衆の福祉におよぼす影響の研究をふくんでおり、その「解決には」、經濟學者・政治學者・人類學者・地理學者・心理學者の協力を要し、新しい研究方法の採用を必要とする。

このうち、國家主義と國際主義に關しては、次の三項目が主要問題とされた。

(1) 種々の國民文化と國民理想の特質を明らかにすること
(2) それぞれ相手國民の理想と希望にたいする國民の共感と尊重の念と國民的問題にたいする認識の促進をたすけること

(3) その文化と理想を完全に尊重しつつ、諸國民をいつそう緊密に協力せしめることのできる措置を研究し、これを行動にうつすことを勧告すること

人口問題の研究は國際連合經濟社會理事會に人口問題委員會があつて、これと協力しておこなうこととする。その研究には、人口の密度の増加と減少をもたらす要素、移民問題、小數民族問題、地方的慣習と政治的制度的影響等をふくんでいる。

近代の技術的進歩が、社會生活と社會組織におよぼす衝撃によつておこる國民的、あるいは國際的の緊張の問題は、今日までほとんど理解されていないので、近代的分析方法を利用して新

研究に着手することになったのである。

ユネスコはまたある種の哲學問題に注意すべきことを提案した。恒久平和の確立に協力しつつある國民のあいだには、こんにも非常にあいことなる哲學があつて、その相違がこれらの政體、教育制度、ことに宗教的信仰と慣行にあらわれている。これらの哲學問題にたいするユネスコの研究態度は、すべて相互の理解の基礎となる共通の要素の發見と、相異なる哲學と宗教の存する國民のあいだの諒解にむけられるものであつて、國際機關としてのユネスコは、特定の哲學體系、または宗教上の教義にして、他の哲學や宗教を排斥するようなものの立場を採用することはできないものとされた。これは直接平和に關係する新しい重要問題であつて、全部門における學者の全智全能を要求するものである。この問題を討議の目的として、一九四七年哲學者會議を開催すべきことが提案された。

以上が總會で採擇された主要項目の内容である。このほかなお多くの提案が準備委員會から提出されていたが、事業計畫委員會と總會で、それに全般的檢討と調整をくわえできるだけ、既定の標準に合致せしめることに努力した結果、以上のような提案をえたのである。これらの提案を實現すべき機關に關しては、分科委員會で、ある程度指示されたものもあつたが、ユネスコの行

動をともなう提案は、結局のところ、世界民衆の協力をえてこそ、はじめて實施が可能となるのである。この意味において、ユネスコ加盟國とその民衆の協力をとくにつよく要望する旨が附言されている。

豫算については、總會は各種勸告の修正と新しくわえられた重點主義のため、個々の提案にたいし、正確な豫算の査定をなす餘裕がなく、結局總額をおほまかに配分したにすぎない。しかし熱心に審議された結果、一九四七年度豫算總額として六百萬弗を可決した。さらに、これに追加して、加盟國にたいし、回轉資金として、三百萬弗を賦課する提案がなされた。加盟國は、國際連合によつて採用された標準にしたがつて負擔することになつてゐる。

ユネスコ第一回總會の成果は、大要以上の通りであるが、参考までに、同會議に派遣されたアメリカ合衆國代表團首席全權・國務次官補ウィリアム・ベントン氏の報告の抜萃をかかげる。(同報告はラジオで放送され、國務省報に採録されたものである。)

「ユネスコは獨特な機關である。それに似たものは歴史に例がない。會議自體も——諸國のあいだに根本的な意見の相違がなかつた點で——少くとも最近の國際的な會合として獨特なものであつた。(中略)

それは、高踏的な會議ではなかつたが、四十三カ國を代表して、世界でもつともすぐれた科學者、學者、教育家が出席した。

それは實際的な、地に足のついた會議であつた。提案が、去年中に、袋一ぱい準備委員會に到着していた。(中略)パリ會議は、ユネスコの仕事について實際的な見解をとつたが、これはアメリカの代表によつて強調されたものであつた。すなわち、

『ユネスコの事業計畫は、最初は數が少い方がよい。現在の財政的危機のあいだ、小國の財政能力に過度の負擔をかけてはならない。また實行可能なものでなければならぬし、計畫が平和に貢献しうるか否かの試問に全面的におうじなければならぬ。』

それはまた政治的な會議であつた。この事實は、アメリカ國民にとつて非常な重要性をもつ。今日の世界における力は、たんに經濟的な力や軍事的な力ではなく、それはまた觀念の分野にも存する。古い國が經濟的・軍事的な力をうしない、新しい國があらわれるとき、それらの國はこの新しい領域、すなわち精神の領域で力をえようとする。そこに、平和と安全が、不信と戦争とおなじようにかかつていのである。

われわれは、パリで他の國々の爲政者や政治家が、提案されたユネスコの教育・科學・文化活動に大きな重要性をおいていることを知つた。ユネスコが、われわれにとつても、いかに死

活的重要性をもつかを理解することが、アメリカ國民の課題である。ユネスコは潜在的に第一級の政治的な力である。いま、世界の將來を暗くしている政治的・經濟的・軍事的な問題が解決されないかぎり、ユネスコはたいしたことは爲しえないだろう。しかし、各國民のあいだの科學的・教育的・文化的交換にたいして門戸をひらくような世界環境においては、ユネスコは平和にたいする世界意思の創造に、力すよく貢献することができる。それは、アメリカ合衆國の安全保障計畫や、アメリカ合衆國の外交政策の大目的、すなわち、世界のすべての國民のあいだの平和と繁榮の促進にとつて、主要な力となることができる。

わたくしは、政策や計畫に關する根本的な意見の相違が、この會議の前途をくらくすることにはなかつたといつた。もつともつこんだ意見は、ユーゴスラヴィアの代表リブニカル氏によつて提起された問題であつた。會議のはじめに、リブニカル氏は、思慮ぶかい演説で、ユネスコは西歐の思想によつて支配されるユネスコ独自の哲學を展開し、ソヴィエト連邦の哲學たる辨證的唯物論を排除したり、それと闘わうとするのではないかと質問した。これにたいし、ユネスコは單一の哲學に固執するものでなく、種々の思想の自由な討論場であり、その第一目的が相互の思想や文化について、あらゆる國民のあいだの理解を増進することにあることが確答された。

リブニカール氏は、また、ユネスコが、『諸国民のあいだに疑惑や憎悪をかきたてるような企圖を抑圧する積極的な手段をとるよう』に要求した。この點では、同氏を納得せしめることができなかったが、それはユネスコが抑圧する政策も力もたないからである。

わたくしがリブニカール氏の演説を引用するのは、それがソ連邦のユネスコ加入の決定に關係があるからである。ソ連邦は會議に欠席している唯一の主要國である。ユネスコにとつて、現在のメンバーで爲し得べき偉大かつ有益な事業はあるが、ソ連邦がその事業に建設的に参加しないかぎり、またそれまでは、ユネスコは充分な能力を實現することはできない。

パリ會議の前に、われわれは、他の諸國——とくに若干の小國——が、アメリカ合衆國が會議を支配しようとするのではないかとおそれていたことをきいた。小國は、いわゆる『アメリカの文化的帝國主義』をおそれているという話であつた。そして、もつともおそれられているものはハリウッドの映畫であつた。

アメリカの代表は、大量的通信方法である映畫、ラジオおよび新聞の最大限の利用を主張する決心で、パリについた。そのわけは、これらのものが平和の追求にとつて、有力な新しい手段となるからである。ところが、他の國々が、われわれが促進しようとする用意していた議案を率先して提案してくれたのはよろこばしいことであつた。會議では、ベルギー人を議長、デン

マーク人を副議長とする大量通信方法に関する分科委員会で、イギリス、フランス、カナダおよびその他の代表者がわれわれ自身の考えと非常に合致した提案を力よく主張した。(中略) ユネスコは、人間によつて、いままでも考案されたうちで、もつとも有用な道具の一つとなることができ、しかし、それはめぐまれた条件のもとでのみ、その可能性をみだすことができるのである。平和をもちこめることは、多分に政治的・経済的問題である。国際連合の政治的・経済的機関が成功しないかぎり、それは成功しないだらう。しかし、ユネスコは、これらが成功するのをたすけることができる。すなわち、結局において、将来の政治的・経済的問題の解決を容易にして、理解のより強固な基礎をきずくことができるのである。

ユネスコに、いますぐ、あまり多く期待しないでほしい。ユネスコはいずれの國の文化的・教育的生活に干渉する権力ももたなければ、またもつべきではない。それは他の組織を通じて、その事業をおこなわなければならない。一九四七年度の實行豫算六百萬弗——この困難な時期において、多くの小國が支出しうる最大限ではあるが、その任務と機會に比すればまったく僅少な額である。

ユネスコにたいする大きな希望は、その指導力が早急にあまり多くのことを約束し、結局において幻滅をあたえないようにしながら、いたるところで一般男女の想像力をとらえ、これに

點火する方法を知ることである。」(この報告の全文は「雄鷄通信」昭和二十二年五月號に掲載されて
520)

三 第一回總會後の事業

第一回總會では、準備委員會から提出された報告を審議し、かぎられた財源とにらみあわせて
選擇して勸告を作成したのであるが、その勸告はなお多岐にわたり、勸告相互について充分調整
をおこなう時間的餘裕がなかつた上、豫算の可決もおくれたため、さらにこれらを豫算と調整す
る必要があつた。この任務にあたるため、事務局は、總會後、その機構改正と勸告の具體的調整
に従事した。

(一) 事務局の機構改正

この改正の主要目的は、行政面の責任を明確に定めた有効な組織をつくることであつた。豫算

および行政企劃部、人事局、會計局の設置がこれである。
豫算および行政企劃部は、職制と責任を確定することと、一九四七年度の實行豫算をつくるこ
とをその任務とする。

人事局は、總會で採擇された規定にしたがつて、人事規則をつくり、職員の採用待遇等に関する事項を管掌する。

會計局は總會で可決された財務規定の實施と、豫算の割當と管理事務をおこなう。ユネスコの資産負債の算定、準備委員會の會計検査、加盟國の分擔金に関する事務もこのなかにふくまれている。

(二) 勸告の調整

第一回總會後事務總長に課せられた任務は、總會で承認された勸告について、實行の可能性を豫算の觀點から、その優先順位をきめることであつた。その實行案が二月に執行委員會常設委員會で承認されたが、それによれば、一九四七年のユネスコの事業計畫として、左の三つが決定された。

(1) ユネスコ全般の計畫

(a) 専門的計畫

(b) 繼續事業

右の(1)ユネスコ全般の計畫は、(一)教育の復興再建、(二)國際的理解、(三)基礎教育を、ふくんでいる。

(一)の教育の復興再建の問題は、ユネスコ創設以來の最大關心事であるが、この経緯とユネス

このうけもつ範圍は上述した通りである。總會では、この任務は、教育復興再建委員会の主管とされたが、その廣汎な事業は、自然科学・社會科學・圖書館等の部門にもまたがるものであつて、これらにわたつて、綿密な調整と協力がくわだてられた。

(二)の國際的理解の事業は、教材の改訂、國際的研究機關、國際的理解のための教育、國際的社交クラブ、教職員演習會等に關係するものであつて、これらをユネスコの目的に即應するよう、實效的に連絡調整することにつとめることとされた。

(三)の基礎教育の問題は、たんに職業的教育家のみならず、成人教育、衛生、經濟的發展、國際的理解および世界市民教育、技術關係情報の交換、平和を危険にする緊張の除去・輕減に關する社會科學的研究をもふくむものであつて、その綜合調整がこころみられた。

以上の一九四七年度の事業計畫は、四月十日からパリにひらかれた執行委員會常設委員會に提出され、ユネスコのおこなうべき事業と各加盟國にたいする實施勸告を議決した。それによれば、(1)に關し、ユネスコは一億ドルの基金募集運動をおこし、戰災國に財政援助をあたえることとし、アメリカ合衆國よりは十萬個以上の『友愛函』をおくり、イギリスは學校兒童給與費として四萬ドルを調達し、英米の圖書二百六十種がユネスコによつてブラジルにおくられ、その他戰災地域(中國、フィリピンおよびヨーロッパ數國)の學校復舊援助のため、作業團をユネスコから派遣す

ることになった。(四)に關しては、七月二十一日から六週間、パリでユネスコの後援によつて教育演習會が開催され、三十カ國から教育者が参加することになり、とくに學校教育を通する國際的理解の増進の問題が、實際的に討議される豫定である。この會議の司會者に任命される豫定のハワード・ウイルソン博士(カーネギー國際平和財團教育部長補佐で、ユネスコ準備委員會の執行委員であつた)は、「教育者は個人の發達に影響をあたえる、それぞれの國民的文化の様相を観察することによつて、國民的信念・自負および價値を分類する能力をそなえることがのぞまれる。この觀點から、ソ連邦はユネスコには参加してはいないけれども、時間の都合がつけば、演習會の参加者は、ソ連國民についても研究する豫定である」といつている。その議事録は、十一月三日(一九四七年)からメキシコ・シチーで開催される第二回のユネスコ總會で發表される豫定である。また、(ハ)に關しては、教育と民衆の生活水準をひきあげることを目的とする綜合計畫の實施指定地として、中國とハイチをあげた。

(四)の専門的計畫としては、圖書館事業として文献・目錄・調書作成・公衆圖書館設置の奨励、自然科學部門においては、アマゾン森林の資源および生活條件の綜合調査、社會科學部門においては、平和を危殆ならしめる緊張の研究と國土および地方計畫があり、美術・文學關係としては、藝術家の生活條件の調査および國際演劇研究所の設置運動開始がかぞえられている。

(ハ)の繼續事業は、政府機關および非政府機關と協力して、補助金制度の設置、調査資料目録の作成、専門事項に關する年鑑作成、教育・科學・文化部門における世界の諸國民間の通信増進に關する情報の蒐集・分析・配布ならびに、ある種の調書作成および情報交換所の設置があげられている。

執行委員會常設委員會は、以上の實行計畫に承認をあたえ、それぞれその實施に着手した。なお、四月の常設委員會議では、イタリヤのユネスコ加入問題が議せられ、舊樞軸衛星國をふくむ六カ國、すなわちオーストリヤ、ハンガリヤ、フィンランド、ポルトガル、ルーマニア、スイスを七月の教育會議に招請することに決定した。

第四 ユネスコと日本

一 ユネスコの将来

窮乏と混乱と不安のなかにあつて、ようやく第二回の總會をむかえようとしてゐるユネスコについて、いまだちにその機能を論評することは當をえない。けだし事業の性質上、その効果が現実的なものとなつてあらわれるには相當時間を要する。今日のユネスコは、ようやく羽がはえかけたひな鳥である。これからその羽をためそうとしてゐるのである。ただし、これはいまだみられなかつた珍鳥である。やがて、大空に自由に飛びあがつて、世界に希望の春をつける瑞鳥となること希はれる。しかし、その最初の飛び出しを挫折させる危険な要素もみいだされる。

現在のユネスコにとつて、危険な要素として指摘されているところは、次のようなものである。その一は、ソ連邦の未加入である。ソ連邦のユネスコにたいする政策、不加入の理由等については、なんら公式に發表されたものはない。ただ、われわれは、上述のベントン米國務次官補の第一回總會の放送報告によつて、ユーゴスラヴィア代表の演説中に、若干の問題に關して、ソ

連邦の名が引用されたのを通じて、間接に推測することができるだけである。いずれにしても、今日の世界の指導的國家の一つであり、世界平和の維持に不可欠なソ連邦が、ユネスコに参加していないことは、この上もなく遺憾なことである。ユネスコが世界の心をつにすることをその最大の使命としていることにかんがみ、その加盟國はもつとも普遍的であることが理想であり、主要な大國が例外なく協力することによつてのみ、その健全な成長を期待することができるのである。このため、ユネスコをして、東と西の心の橋とすることこそ、すべての關係者の熱望であつて、その實現のためにあらゆる努力がなされなければならない。もし、ユネスコが東と西を對立させる橋頭堡となるようなことがあれば、それは人類の悲劇である。

その二は、加盟國の物心兩面の支持の問題である。あらゆる組織についても同様であるが、加盟國が、ただ形式的に名前をつらねているだけで、その事業の遂行實施に誠意をかくときは、その組織の目的達成はのぞみうべくもない。ユネスコの理想は、まことに遠大である。これにちかすくには、たゆみのない地味な努力のほかに、つねにさめない情熱を必要とする。戦争の問題に比して、平和の問題、ことに文化事業はさほど切實に考えられないのが一般の傾向であつた。この點について、まずなによりも加盟各國の眞摯で、熱烈な支持が要請されている。平和の獲得は戦争の遂行にもまさる堅固な協力を必要とする。

ユネスコの豫算が、その事業の計畫に比して過度に僅少なことが現在大きな缺陷の一つにかぞえられている。長年にわたる大戦争の後をうけて、疲弊の極に達した諸國にとつて、こんにちこれ以上の負擔を要求することは無理であつたといわれるが、この財政的弱點を強化することが、絶對的な成功の要素だとされている。加盟各國政府の負擔金のほかに、民間諸團體の寄附・鑛金をつつため、さらに活潑な運動が展開されなければならない。

その三としては、その事業が、最初からあまりにも多岐にわたり、大規模に膨脹することにより、みずからの重味のために崩壊する危険が警戒されている。すでに野心的な多くの提案が考案されているが、これらは、ユネスコの現實の能力と事態に應じて、實行可能な具體的のものとなさなければならない。總會と執行委員會の任務の慎重な考慮がのぞまれている。

その四として、ユネスコの提案が緊急の必要性から遠くかけはなれた、高踏的な學問・藝術や、純粹に抽象的・觀念的な論義におちいる傾向をさげることが、つよく唱導されている。連盟時代における知的協力委員會の事業の平和の確保にたいする無力さが、貴重な教訓として回顧されている。

同時に、右の傾向と同様に危険視されているのは、ユネスコの大目的をむしばむような國家主義思想と、いわゆる政治的利害の考慮をすべての上におこうとする傾向である。諸國民相互の理

解を通じて、平和を確立することに、ユネスコのすべての活動の指標がおかれるべきものであることは、つねに銘記されなければならない。

その五として、事業推進の基礎としての民主主義的な国内委員会に多大の關心がはらわれている。この委員会が政府のみの機關となることや、かざられた人々の獨占するところとなることはもつともいむべきことである。もし、この委員会に、田舎の小さな學校の先生の平和にたいする抱負が、したしく反映されないようなことがあれば、それは失敗であるとされてゐる。この委員会は、各加盟國の政府と主要な教育・科學・文化關係團體の代表者をもつて設置されることになつてゐるが、このことは、ユネスコの精神と事業が、政府の關係各部門と各階層の國民によつて理解され、協力されることを要求するにほかならず、ユネスコは、つねにこの基礎の上において成長發展せしめられなければならない。

最後に、ユネスコの實際的運営に少なからぬ影響をおよぼすものとして、一部の人々から、事務局の問題があげられている。事務局は總會や執行委員會の決定を實行すべきものであり、ユネスコの加盟國全體にぞくする機關である。もし、事務局がこの性格をわすれて、みずからの趣味によつて計畫を裁定するようなことがあれば、ユネスコについて、まったくあやまつた觀念をあたえるおそれがあるとされている。

なお、このほかにもいろいろ小さな問題はあつたらう。

ユネスコが誕生するにいたるまで、いかにながいあいだ、人間の理性と良心がひるまぬ成育を
とげたことであろうか。しかし、それは、これ以上戦争をくりかえすことは、人類の終局的破滅
の招来であることを自覚してつくりだされたものであることをかえりみるべき、その理想が決し
て空想でなく、その事業が人間性の奥底からであるふかい希求と決意によつて推しすすめられてい
ることを感ずるのである。あらゆる人種と宗教と文化を代表する東西南北の諸國民が、その成立
のために苦心し、協力し、その總會に参加したことは、諸國民がかつて戦争をおこなつたとおな
じように、人類が平和の確保にも協力しようといふつよい確信の基礎をあたえるものである。わ
れわれは、世界の平和が文化的協力のみによつてもたらされうるものとは、決して考えていない。
政治的・経済的の條件がそなわらずして、平和ののぞみえないことは充分知つてゐる。しかし、
平和は、たんに政治的・経済的の條件の改善のみによつてえられるものではなく、諸國民間の精神
的連帯と文化的協力を通ずる理解の増進なくしては、永続的な平和の達成しがたいことを確信し
てゐる。諸國民間の理解こそは、平和にたいするすべての計畫の根本要件である。すべての可能
性は理解から生れる。ただ、われわれは、このことを強調し、そのために必要な事業を敢行す

べきことを提唱せんとするものである。少くとも、眞に平和を欲し、つきつめて平和の問題を考へる人々にとつて、ユネスコの事業は、平和建設の基礎事業の一つであることは異論のないところであろう。ただ問題は、過去において、政治家や外交家や教育者や科學者や文化人が、このよきな認識を堅持し、その事業を國際平和のために力すよく展開しなかつたことにある。逆に教育や科學や文化は、もつばら戦争にささげられ、戦争に利用されたといつても過言ではない。かつての國際連盟は、政治・經濟・軍事・社會の問題には留意したが、ついに教育の問題を除外し、文化の問題に充分の配慮と適當な政策をもちあわせなかつた。このことは、連盟の平和事業の精神的基礎の薄弱性をしめすものとして、多くの識者によつておしまれた點である。

國際連盟に失敗し、今次の大戦を経験した世界は、勝者も敗者もともに、眞劍につきの問題を反省しなければならぬのである。

その一は、教育の問題である。近世の歴史を通じて、知識の普及と教養を主要目的とする諸國の教育は、他國民にたいする偏見や悪意を植えつけ、侵略や征服の美徳を鼓吹することに異常な力をいれてきた。今次の大戦をみるにいたつた原因は種々あるであらうが、歴史家は、かならずやその主なもの一つとして、樞軸諸國の教育をあげるであろう。これらの國では、自分たちのみがえらばれた、すぐれた民族として、他民族を支配する権利を有するものであるとし、人間の

尊嚴や自由を無視した。このような教育が放任されたままで平和をもとめることは、正に木によつて魚をもとむるの類である。教育は、國際連盟成立當時にも、戰爭防衛の具として一部の政治家の異常な關心の一つとなつたが、大勢は、教育は民族の文化と利害に緊密な連關をもつから、完全に一國の管掌すべきものであり、いかなる外的干渉からも自由でなければならぬとした。その結果承認された國際知的協力事業も、各國の國民教育の理念とその制度の再編成のための綜合的計畫をかき、いわゆる知識人間の思いつきの協力に主要な注意がはられ、國際的理解と民族間の協力の、よつてもつて立つべき民衆の知的・文化的基礎がかえりみられなかつたのである。すでに今日では、教育がその偉大な力を平和の目的に奉仕せしむるためには、人種や國境を超越する普遍的な社會的機能としてとりあつかわれなければならないとされるにいたつた。

その二は、科學の善用である。「われわれの時代は、人間の知的發展の成しとげた進歩をほこることができぬ。しかし、われわれは、知性を神にしてはならない。知性は力を有するが、人格を有しない。それは指導することあたわずして奉仕するのみである。知識人は方法と手段にする。よい眼識を有するが、目的と價值にたいして盲目である。」とアインシュタインは喝破している。良心をとまわらない科學は、魂の廢墟にすぎない。科學や技術そのものの進歩よりも、もつと大切なるものは、これを利用する人であり、人の心である。今日の科學と技術が、いかにおそるべき破

壊をもたらすものであるかは、今次の戦争と原子爆弾が如實にしめしたところである。人類が破壊をまぬかれて繁榮するためには、これらを建設にたいして利用する以外に方法はない。平和にたいする科學の使命について、科學者と政治家の明識を要求すること今日より深大なることはない。(この故に、ユネスコは教育と文化に加うるに、とくに科學の文字をその名稱に加えたのである。)

その三は、文化の交流である。世界の人々は、誤解の海をへだたててお互いののしり、にくしみあつてきた島民であつた。お互いが、相手の歴史と生活と慣習を知らずしての協力は不可能である。われわれは、正しく自分を知るとともに、隣人を理解しなければならぬ。文化の交流なくして相互の理解はのぞみえない。しかも、いまやお互いにとつては、世界が隣人である。すべての可能性は相互の理解から生れる。一民族の文化はつねに他民族の文化の影響をうけ、その刺戟によつて、その内容を豊富にする。われわれは、まず文化が少數のものからあまねく民衆に普及浸透することを要求する。啓蒙された民衆の力と相互協力こそ、國際平和のもつとも強固な防壁であり、保障である。世界を通ずる文盲の撲滅と、正義と人権と自由にたいする人間精神の昂揚こそは、各民族に課せられた平和のための神聖な義務である。今日の國際平和外交は、これらの義務の達成に献身奉仕することを主要任務とするにいたつた。

國際連盟から國際連合へ——その偉大な進化の足跡は、あまたかぞえられる。が自分は、その

尊嚴や自由を無視した。このような教育が放任されたままで平和をもとめることは、正に木によつて魚をもとむるの類である。教育は、國際連盟成立當時にも、戰爭防衛の具として一部の政治家の異常な關心の一つとなつたが、大勢は、教育は民族の文化と利害に緊密な連關をもつから、完全に一國の管掌すべきものであり、いかなる外的干渉からも自由でなければならぬとした。その結果承認された國際知的協力事業も、各國の國民教育の理念とその制度の再編成のための綜合的計畫をかき、いわゆる知識人間の思いつきの協力を主要な注意がはられ、國際的理解と民族間の協力の、よつてもつて立つべき民衆の知的・文化的基礎がえりみられなかつたのである。すでに今日では、教育がその偉大な力を平和の目的に奉仕せしむるためには、人種や國境を超越する普遍的な社會的機能としてとりあつかわれなければならないとされるにいたつた。

その二は、科學の善用である。「われわれの時代は、人間の知的發展の成しとげた進歩をほころがることができる。しかし、われわれは、知性を神にしてはならない。知性は力を有するが、人格を有しない。それは指導することあたわずして奉仕するのみである。知識人は方法と手段にする。よい眼識を有するが、目的と價値にたいして盲目である。」とアインシュタインは喝破している。良心をとまわらない科學は、魂の廢墟にすぎない。科學や技術そのものの進歩よりも、もつと大切なのは、これを利用する人であり、人の心である。今日の科學と技術が、いかにおそるべき破

CORRECTION

THIS DOCUMENT
HAS BEEN REPHOTOGRAPHED
TO ASSURE LEGIBILITY

もつとも特筆すべき進化の一要素として、この度の平和機構の精神的裏付けを挙げたいと思うのである。そこでは、武力や権力や物質を對象とし據點としてきた國際政治のなかに、ヒューマニズムと文化主義や道義性が大きな要素としてとりあげられ、現實主義と形而下的な通念によつてのみみちびかれてきた國際協力が、高い理想主義につよくつらなつて、形而上的な分野を開拓しようとしている。このような現象は、まさに國際史上異例にぞくするものである。このような理念は、過去においても存しないことはなかつた。しかしその理念の實現は、多くの現實主義者によつて、不可能なもの、夢にあらずば空想とされてきたのであつて、今日において、はじめて、現實に政策化され、實踐の道程に入つたのである。その故にこそ、國際連合やユネスコの條章は、國際連盟規約とことなつて、憲章と稱せられるのである。いまや國際政治・外交の指標と任務とは、大きな變革をこげつつある。われわれは、これに對處するため、充分に新しい感覺と識見と用意をもちあわさなければならぬ。

世界の平和觀念は、すでに世界政府の樹立にむかつてすすみつつある。しかし、當面考えられる世界政府は、今日の多くの國にみられるような一箇の中央集權的な政治的政府の形で直ちに出現するものではないかもしれない。それは諸民族のあいだの協力が有効であるかぎり、諸民族間の多くの平行的な事業が、いよいよひろくふかく複雑な分野を開拓して、世界的單位にむすびあ

わされ、それぞれの分野で、世界政府的な形態をとつていくものではないであらうか。したがつて、そこにいたるまで、なお民族間（インターネーションズ）の相互関係の増進を目的とする諸国際的機関のいつそうの発展が豫想される。世界の諸民族は、政治的には一致しないことがあるかもしれないが、経済的・社会的・教育的に、いつそう文化的には一致協力しうる未開拓の廣大な發展分野がのこされている。今日の段階では、それがようやくある程度おこなわれはじめたにすぎない。その上、すすんで各種の國際協力が、ある段階において、政治的な基礎をうることを考えられる。ユネスコは、幾多の國家が、世界の最大の利益、すなわち平和のために、精神的・文化的分野で、相互に與えかつ與えられながら、世界政治のため的一致と協力の基礎をかため、いつか、世界政府の一部を形成するにいたるものではなからうか。

今日の世界の歴史的段階は、過渡期的な悩みの時期である。だから、われわれは、たとえ國際連合やユネスコが失敗しても、それで世界の協力の基礎がすべてうしなわれてしまうとの意見には賛成しない。ユネスコは決して最後のものではなく、一つの試みにすぎない。この試みから、より貴重な教訓をえて、いつそう進歩した機關がうまれることは可能である。この試みに協力することは人類の歴史的責任である。

二 日本と國際文化事業

日本とユネスコの關係は、如何にあるべきか。平和的文化國家として新生した日本の、正しい在り方を把握した人々にして、もしユネスコの目的と事業を理解したならば、直ちに、加盟についての具體的な問題をとりあげるであらう。が、その前に少しく日本のことにふれよう。

わが國の内外に宣言した戦争の抛棄や平和國家は、たんなる一時の方便や外交辭令ではなく、また戦争から解放された反動的な感情論ではない。これは人類の理性の必然性を自覺し、世界歴史のすみゆくべき道先驅せんとする、平和の使徒たるの忍苦と抱負と光榮とを嚴肅に受諾するものである。われわれは、この自覺にもとずいて、平和を眞に自らのものとし、進んでよろこびを他とわかたんとするものである。身に寸鐵を帯びず、永久に戦争と無縁となつた日本は、その任務を達成する手段として、つねに全人類に通ずる良心を武器とし、より高い立場と、よりふかい知性を選ぶのみである。ここに發する侵しがたい力のなかに、平和國家の強さがある。

このような平和國家日本の國際社會の新發足は、世界平和の確立と、人類の福祉の増進のための、國際的協同事業にはつねに進んで協力する決意によつて裏づけられ、ために必要とされる機

性と負擔をも敢ていとわぬ覺悟によつて固められている。ここに新生日本の平和外交の躍進と面目がある。もはや、武力を背景とする權力外交は、完全に跡を絶つた。これに代るものとして、相互の理解をはかつて平和の確保に資すべき國際文化協力事業は、將來の外交の基本的任務の一つであり、第一義的内容となるにいたつたと考えるのである。この意味において、ユネスコの精神と事業は、平和に志すものの最大關心事の一つであらねばならない。

古來武を尙んできた日本人は、また文化を慕う民族でもあつた。先人の殘した文化的創造の中には世界に誇るべきものもある。われわれは、日本民族にそなわるこの文化性に、限りなく大きな希望と可能性をみいだすのである。しかし、不幸にして、由來日本においては、文化の問題は決して重要性を有するものとされなかつた。封建的乃至半封建的な政治的・經濟的・社會的諸條件は、神祕主義と非合理主義を榮えしめ、個人的人格尊嚴と民衆の自主的向上は抑壓されてきた。このような環境のもとでは、文化は人間精神の内面的要求に根ざした、独自の價値をもつて發展することができなかつた。明治維新以來、日本はおどろくべき器用さをもつて、歐米文化を取り入れたが、いわゆる富國強兵を信條としたため、精神方面はかえりみられる餘祐なく、西洋文化はただ表面的・觀念的に取りいれられただけであつて、國民生活の内面的要素とはなりえなかつた。そのため、文化は少數の富有階級や、かざられたいわゆる文化人の特權的所有物とみられ

た。最近にいたるまで、わが國の文教機關の地位弱化し、その政策がつねに自主性を缺き、文教事業の重要性がかえりみられなかつたのは、ここに由來する。この弱點が容易に軍國主義・全體主義發展の温床となつたのである。文化に關するこのような國民的意識のもとにおいては、また國際的な文化協力事業も充分に發展しなかつたのは當然のことである。民間における文化事業は別とし、政府は第一次大戰後對華文化事業を開始し、滿洲事變以後歐米諸國と積極的な文化協力を企圖するにいたつたのであるが、その事業の意義と使命は、充分に理解されず、常に卑近な政治目的に追隨せしめられ、近視眼的な効果のみが要求され打算された。したがつて、時局の進展につれ、國際文化事業は不急不用のものとなされ、ついに昭和十五年に外務省の文化事業部は廢止された。かくして今次の戰爭に突入し、文化も完全に軍事侵略と帝國主義目的に利用されるにいたつたのである。戰前世界有數の強國の一つであることを誇つた日本も、文化的には、世界にとつて、謎と神祕のおとぎの國にすぎなかつたといつても過言ではない。しかも、その國民は、今次の戰爭において、非文明と蠻行の汚名をほしいままにしたのである。われわれは、今日かきかねて、卒直に犯した誤りをみとめるが、今後は如何にしても眞に文化國民の名にふさわしい道義心と優れた理想と文化を世界に發揚して、榮ある民族の眞使命も完うしたい。ここにわれわれの夢と生甲斐とがある。そしてこれを實現することは不可能ではない。この意味において、内外に

通ずる文化國家建設の爲の正しい指導精神の把握は、この際何よりも緊要である。

今日唱えられている文化國家の名は、敗戦を糊塗するあきらめの美辭として、あるいは戦争の惨虐と非文化性にたいする反動としての願望や、情緒的な合言葉としてもちいられるものではない。文化國家とは、たんに文化をもつた國、または文化をもつてゐる國の謂ではない。眞の文化國家とは、文化を最高の原理とし、その原理の展開のために、いつさいの國家の施策と國民の努力をささげることを信念とし、これを実践する國の謂でなければならない。

しかし、現状の下でただちにこのような文化國家が、實現されるものとは考えられない。それは平和國家たることを前提とし、同時に、政治・經濟・社會的の民主主義革命を條件とするものであることは明らかである。文化國家の建設に熱心なるあまり、政治・經濟・社會的な建設の面を經視することは誤りである。しかし、これらの要素は、文化國家建設のための客體的條件たるに他ならぬものであることを知らねばならない。文化國家の建設のために、今日の日本において根本的に要請されているのは、その主體的條件である。いかえれば精神革命、すなわち文化觀念の根本的修正がそれである。現在日本に進行中の政治・經濟・社會的の革命は、われわれ自身が自主的にはじめたものではなく、敗戦を契機として、外的な力によつてはじめられたものであることを忘れてはならない。もろもろの制度的な改革も、日本人の主體的な精神革命をともなはず

しては、満足に運営・発展せしめ得ないことは明らかである。古今東西の歴史にみても、國家活動や民族生活の歴史的な轉換のおこなわれたときには、かならず大きな文化運動が先行し、また同時におこなわれて、力ずよい内面的基礎をあたえている。今日わが國に澎湃としておこりつつある文化運動も、すべてこのような意味をもつものであらねばならない。しかもこれらの運動は、今日わが國のおかれた客觀的状況と、わが國自身のしたがわんとする理念からしても、たんにわが國かぎりのとらわれた見解と、獨善的行動のなかに閉じこもることは許されない。それは必然的に、普遍的精神につながり、世界に通じ、國際協力に結びつくものでなければならぬ。各民族のこのような志向を教育、科學、文化を通じて世界的に展開せんとするものがユネスコの運動である。今日わが國において進行しつつある教育・科學・文化各界の刷新、體制の變革も、ユネスコの事業にむすびつき協力することによつて、はじめて任務を完うし、眞使命を發揮するものである。現實の問題としても、永年の孤立と戰爭の暴虐のなかにすこしてきた日本は、海外文化の吸収を渴望している。その切實さは、決して食糧輸入の要望におとるものではない。今日の日本の文化的危機と荒廢を、このまま放置するときには、將來救いがたい民族的知性の缺陷をまねくこととなるだろう。われわれは、しかし、海外文化の恩恵を受くるのみで満足するものではない。これによつて、われわれの文化的向上をはかることはまた、かならずわれわれ自身の工夫

と創造により、人類と國際生活にできるだけ有効に貢献するにほかならない。ユネスコが、もつともきびしい戦争の不安と窮乏のなかに生れたことをかえりみても、わが國において、今日はまだ文化問題を配慮する時期にあらずとするような説のあるのは、あわれむべき文化意識の低級さをしめすもので、安直に文化にたいする政治經濟の優位をとなえる妄斷は、斷乎これをしりぞけなければならぬ。

平和的文化國家についての以上のような信念や理念からして、國際文化事業は、今後當然に劃期的な發展をとげることと豫想されるが、具體的には、いかに實施さるべきであるか。ここにこの點について詳論することはできないが、その骨子について左の通り要記するにとどめよう。

新しい國際文化事業は、國際平和教育からはじまる。極東に偏在する島國としての特殊な地理的環境と、長年にわたる鎖國政策と極端な國家主義教育の強調されてきたことにかんがみても、國際平和教育は、たんに國際情勢をときどき講義につけくわえて説明するにとどまるものではない。従來國際的な友好親善増進のための諸種の行事が、政策のための臨時の催しものとみなされてきた思想自體があらためられ、各階程の國民教育の精神と内容が、全體として、國際協力に適從するように、正科として編成されねばならないと考えられる。次に留意しなければならぬことは、積極的に國際文化事業をおこなうということは、決して一方的に、日本文化の押しつけを企

てることではないことであつて、若しいまだにこのような考えがのこつているとすれば、その禍と誤りはこれより大なるものはない。こんにち、まずわれわれは、これまでいわゆる日本文化の特質・眞髓とされてきたものについて、嚴正な反省と自己批判をくわえ、これを普遍的な視野とより高い段階に再現して、正しい價値と地位を得せしめなければならない。というのは、われわれが國際文化事業を目論んでゐるのは、これによつて、生きた日本國民が、生きた世界の民衆にかたり、相互に理解をとげるがためであつて、封建日本と現代世界との交驛のためではない。このような國際文化事業は、必然的に自由な個人の創意と民間の自主的活動によつておこなわれることを原則とする。政府は、このような創意と活動とを奨励・斡旋し、その力の足らざるものを助長・育成するに最善をつくすこと、すなわち政府は國際文化事業のクリーヤリング・ハウス（手形交換所）の任務を遂行すべきである。かくして、新しい國際文化事業は、正しい合意と互恵主義にもとずく相互協力の形をとつて健全に發展せしめられるであらう。

平和的文化日本が、内外の要請に應じて、その本質的使命を果すためには、當然政府機構のなかに國際文化事業の事務を專管するにふさわしい恒久的組織が設置され、その事業の遂行に、必要にして充分な物心両面の機能が附與せられなければならない。諸先進國においてはこのような組織は多く外交機關内に設置され、その豫算の十パーセント乃至三十パーセントが戦前に支出さ

れていた。日本が国際社会に復帰し、諸外国との文化協力を再開するにあたっては、これらの點についても、充分配慮されるところがなければならぬだろう。

三 日本のユネスコ加盟

現在わが國はまだユネスコに加盟を許されていない。敗戦によつて、弱少第三等國に墮落した日本は、加盟を許されても差し當りざれだけこの事業に貢献しうるかわからない。しかし新生した平和的文化國家としての日本の進むべき道を考えれば、わが日本こそ將來もつとも熱心で有力なユネスコの一員でありうるし、またあらねばならない。ユネスコは連合國によつてつくられた機關であるが、その舊敵國にも、できるだけすみやかな機會に加盟をみとめようとしているものであることは既述の通りである。また國際連合の非加盟國にも、その門戸が解放されていることは、憲章に明定されているところである。(第二の四の(三)参照)ただ今日の日本は、まだ連合國の占領下にあり、媾和條約の締結前であるために、加入の資格を認められていないのである。しかしこれは本質的には、いわば一つの形式的要件であつて、日本が加入の希望や協力の決意を具體化したり、必要な體制の整備をはかるのには、關係のないことである。昨年來朝したアメリカ合衆

國教育使節團の報告書には、次のように述べられている。

「日本國民が教育の民主化をすすめ、他國民との接觸を更新するにしたがつて、ユネスコはかならずや力と影響力を増しているであろう。われわれは、この機關が日本に援助と獎勵をあたえ得るにいたることを希望する。」

ユネスコは、その加盟國が相互に知りあい、理解しあい、かつ學問の進歩と人類の一般的幸福のために協力するのをたすける一方、加盟國の文化と教育制度の獨立、完全かつ豊かな多様性を保存することを約束する。われわれは遠からぬ將來に、日本がその仲間の一員としてむかえられることを期待する。」

ポツダム宣言を忠實に履行しつつある日本は、國際社會に復歸するにふさわしい各般の國內體を著々と整備している。政治・經濟の部門においては、すでに新しい基石はすえられたといつてもいい。ユネスコへの参加についても、まず整備しなければならぬことは、教育・科學・文化の部門における民主主義的體制である。それは終戦以來聯合國側の指令・援助と、わが國官民の努力によつて、すでにいちじるしく進捗した。教育基本法の制定、六・三制度の確立、教育の地方分権政策の實施等のほか、現に科學界の刷新と體制の整備、言論界の追放等が進行中である。しかし、これらの基本的な新しい體制の整備が、たんに外形的・形式的にすぎないものであつ

てはならないことはいうまでもない。變革刷新された體制は、新生した日本の使命と世界の期待にこたえうるように、充分満足に運営されて、健全に發展せしめられなければならない。そのために、一番肝要なことは、つくつた新しい體制に魂をいれることである。わたくしは、この魂は、日本人の民主主義にたいする精神革命と、ユネスコの精神および事業にたいする理解と協力によつてつちかわれると信じている。

ユネスコへの加入の條件が比較的自由であることは、既述の通りである。そのためもあり、いまやわが國においては、關係方面の一部では、熱心な加盟の提唱や協力の運動がおこなわれている。すでに、日本ベン・クラブにおける國內委員會結成のための準備委員會の設置、衆議院文化委員會および參議院文化・文教・外交委員會における加入問題の研究、東北帝大を中心とする仙臺ユネスコ協力會の結成、湯淺八郎博士等を中心とする京都ユネスコ協力會の結成準備、人文科學委員會における研究および民主外交協會の加入促進運動等がかぞえられるのである。それらの人々のなかには、本年（一九四七年）十一月メキシコ・シチーで開催される第二回總會にオブザーヴァーを派遣し、あるいは同總會を目標に加入の申請をなすべしと唱える向もあるのである。

平和的文化國家として新生しつつある日本が、すみやかにユネスコに加盟することをゆるさるることになれば、それは内外にとつて、きわめて大きな意味をもち、かつ深い感銘をあたえるこ

ととなるであろう。これによつて、日本の國際團體の一員としての確固たる心構えが宣揚され、平和にたいする責任が確認されるとともに、日本人の精神革命と文化の向上を促進するのに、いちじるしく役立つであろう。われわれは、このような意味をもつユネスコへの加盟は、日本の國際團體への復歸にともなう必然の過程であり、一日もすみやかな實現を希うものであるが、同時に深く心に銘記しなければならないことは、加入にともなう責任の完遂であり、眞に協力の實を擧げうる用意をととのえることである。

かつて、日本人は信義に篤く義務觀念に強い故をもつて、國際間にすぐれた聲望を得ていたのであるが、滿洲事變以來、その聲望は地に墮ちた。われわれが新らしく國際團體に加盟するにあつては、世界平和の確立と人類福祉の進展に積極的に協力し、時に困難と犠牲を甘受する堅固不動の決意をもつて事にあたるべきであつて、ふたたび偏狹な自國中心・利己本位の思想に墮し、いたずらにその義務を留保し責任を回避するにいたるようなことがないよう深く心に戒しめなければならぬ。

ユネスコにたいする協力の實を擧げるためには、國民が充分に、その目的と事業を理解し支持することが必要である。そのためには、一日もはやく一人でも多くの日本人が、まずユネスコについて關心をもつよう積極的な啓蒙運動がなされなければならない。教育・科學・文化界におけ

る各階層の指導者は、その職場と啓蒙機關を通じて、充分ユネスコの趣旨を徹底せしめ、その理解を眞面目な協力にまで盛りあげられなければならない。言いかえれば、全國各層の教育界、科學界・新聞・出版・放送・映畫界、文學者、作家、音樂家、美術家、批評家は勿論文化團體、宗教團體、婦人團體、労働者、農民、學生等のあいだに起つてゐる澎湃たる文化運動や平和運動のすべてが、ユネスコにつらなり、すすんで積極的な協力者となり協力團體となるまでに發展することが理想である。ユネスコ加盟國にたいして、つよく要請されてゐる國內委員會の設置も、その國がユネスコに協力するにあつて、普遍的な國民の理解と協力を確保しようという趣旨にほかならないのであるが、わが國における諸協力團體の設置、および設置された諸協力團體の事業の推進については、とくにこの點に注意と努力がはられなければならないと考へるのである。このような基盤と背景をもつたとき、わが國のユネスコの事業への協力の實質的要件はそなわつたものと言ひうるだろう。

日本の實情では、ユネスコ精神を普及徹底せしめ、各關係方面との連絡を緊密にし、かつ事業の研究と協力運動を援助・調整し、以て日本全體として統一した組織と意思の形成に資し、何時でもユネスコに参加し、その事業に協力しうる體制を整備するために、適當な時期にユネスコ参加準備委員會のような機關が設置されることが望ましいようである。わたくしは國內委員會は將

來の平和外交にそなえた重要な文化的國民機關として設置さるべきものであると思ふが、各方面における有爲なユネスコ運動家の出現と、その劃期的な活動が期待されている。かくして、日本はやがて、ユネスコの一員となることであらうが、その時期を促進するものは、一にわれわれ自身の誠意と努力と情熱にはかならない。

われわれの現在立っている位置は、われわれのこれからすすもうとする方向に比して左程重要なことではない。

附

録

- 第一 國際連合教育科學文化機關憲章譯文
- 第二 ユネスコと關係ある國際連合憲章の條項拔萃
- 第三 國際連合とユネスコとの間の協定全文
- 第四 ユネスコに關する參考文獻
- 第五 英文ユネスコ憲章

〔附録第一〕

國際連合教育科學文化機關憲章譯文

この憲章の加盟國政府は、その國民にかわつて宣言する。

戦争は人間の心の中ではじまるものであるから、人間の心の中で、平和の防衛が建設されなければならぬ。

相互の慣習と生活についての無知は、人類の歴史を通じて、世界の諸國民のあいだの猜疑心と不信との共通な原因であり、それがため、諸國民の不和は、あまりにもしばしば戦争にまで勃發した。いまや終熄した大いなる、かつ恐るべき戦争は、人間の尊嚴・平等および相互尊重という民主的諸原則の否認と、そして右の諸原則のかわりに、無知と偏見を通じて、人間と種族との不平等の教義の宣傳によつて可能とされた戦争であつた。文化の廣汎な普及および正義と自由と平和にたいする人間性の教育は、人間の尊嚴にとつて缺くことのできないものであり、かつ、すべての國民が相互援助と相互關心の精神において果さなければならぬ神聖な義務である。もつばら

諸政府の政治的・経済的取極めの上に基礎をおいた平和は、世界の諸國民の一致した永續性のあ
る、かつ眞摯な支持を確保しうる平和ではないであろう。それ故に、平和は、それが失敗しない
ためには、人類の知的および道義的連帯の上に樹立されなければならない。

これらの理由により、

この憲章の加盟國は、萬人にたいする完全にして平等な教育の機會、客觀的眞理の拘束されな
い探究ならびに思想および知識の自由な交換を信じ、加盟國の民衆のあいだの通信方法を發展・
増進せしめ、かつ、これらの方法を相互理解と相互の生活についての、いつそう眞實にして完全
な認識のために用いることに同意しかつ決意した。

その結果として、

加盟國は世界の諸國民の教育的、科學的および文化的關係を通じて、そのために國際連合が設
立され、かつ、その憲章が宣言している國際的平和および人類の共通の福祉という目的を促進さ
せるために、ここに國際連合教育科學文化機關を創設する。

第一條 目的と任務

(一) この機關の目的は、正義、法の支配ならびに國際連合憲章によつて、人種、性、言語または

宗教の差別なしに、世界の諸國民にたいして確認された人權および基本的自由の普遍的尊重を促進するために、教育・科學および文化を通じて、諸國民のあいだの協力を増進することにより、平和と安全とに貢献するにある。

(二) この目的を實現するために、この機關は、

(イ) あらゆる大量通信方法により、諸國民の相互知識と理解を進捗せしめる事業に協力し、かつ、この目的のために言語と表象による思想の自由な流通を増進するに必要であるような國際的協定を勧告し、

(ロ) 教育事業の發展につき、その要求にもとずいて、加盟諸國と協力することにより、人種、性および經濟的もしくは社會的の何等の差別なしに、教育の機會均等の理想を前進させるため、諸國民のあいだに協力關係を設定することにより、また、

世界の兒童に、自由の責任にたいして準備させるのにもつとも適した教育方法を示唆することにより、

民衆教育および文化の普及に新鮮な刺激をあたえ、

(ハ) 書籍、藝術作品ならびに歴史および科學の記念物等の世界の遺産の保存および保護を保障し、かつ關係諸國民にたいして必要な國際條約を勧告することにより、また、

教育、科學および文化の分野において活動中の人物の國際的交換ならびに出版物、藝術的および科學的興味の對象物およびその他の情報資料の交換をふくむ知的活動のあらゆる部門における諸國民のあいだの協力を奨励することにより、また、

あらゆる國の民衆に、そのいずれの國によつてつくられたかを問はず、印刷物および公刊物にちかすさうるよう企圖された國際的協力の方法を創始することにより、

知識を維持し増進し、かつ普及する。

(三) この機關の加盟諸國の文化および教育制度の獨立・完全および豊かな多様性を保全するため、この機關は、本質的に、加盟國の國內管轄權にぞくする事項に干渉することを禁止される。

第二條 加盟國たるの地位

(一) 國際連合の加盟國たるの地位は、國際連合教育科學文化機關の加盟國たることを得る権利をともなう。

(二) この憲章の第十條により承認されたこの機關と國際連合とのあいだの協定の條件にしたがい、國際連合の非加盟國は、執行委員會の勸告にもとずき、總會の三分の二の多數決をもつて、この機關の加盟國たるの地位を容認されることができらる。

- (三) 國際連合の加盟國たるの地位にぞくする權利および特權の行使を停止されたこの機關の加盟國は、國際連合の要求により、この機關の加盟國たる地位にぞくする權利および特權を停止される。
- (四) 國際連合から除名されたこの機關の加盟國は、自動的にこの機關の加盟國でなくなる。

第三條 機關

この機關は、總會、執行委員會および事務局をふくむ。

第四條 總會

甲 構成

- (一) 總會は、この機關の加盟諸國の代表者によつて構成される。各加盟國の政府は、五名より多くない代表を任命する。この代表は、もし設立されているときは國內委員會と、設立されていないときは教育、科學および文化諸團體と協議のうえ選定される。

乙 任務

- (二) 總會は、この機關の政策と事業の大綱を決定する。總會は、執行委員會によつて起案された

計畫について決定をくだす。

(三) 總會は、それがのぞましいとみとめるときは、教育・科學・人文科學および知識の普及に關する國際會議を招集する。

(四) 總會は、加盟國に提出される提案を採擇するにあつて、勸告と加盟國の承認を得るため提出された國際條約とを區別しなければならぬ。前者の場合には過半数の投票で充分であるが、後者の場合には三分の二の多数を必要とする。各加盟國は勸告又は條約が採擇された總會の閉會後一年以内に、その勸告もしくは條約を自國の權限ある官憲に提出しなければならない。

(五) 總會は、國際連合に關係ある事項の教育的・科學的および文化的方面に關して、兩機構の關係當局のあいだに協定された條件および手續にしたがい、國際連合に助言する。

(六) 總會は、第八條に規定されたところにより、加盟國によつて定期的に提出される報告を受理し、かつ勘考する。

(七) 總會は、執行委員會の構成員を選擧し、かつ、執行委員會の勸告にもとずき事務總長を任命する。

丙 票 決

(八) 各加盟國は、總會において一箇の投票權を有する。決議は、この憲章の規定により、三分の

二の多数決を必要とする場合をのぞいては、単純多数決によりなされる。多数決とは出席し、かつ、投票する加盟国の過半数とする。

丁 手 續

(加) 總會は毎年通常會議をひらく。執行委員會の要求により特別會議をひらくことができる。その各會議において、次の會議の開催地が總會により指定され、かつ、それは毎年變更される。

(ハ) 總會は、各會議ごとに議長および他の役員を選挙し、かつ、手續規定を採擇する。

(出) 總會は、特別および専門委員會ならびにその目的に必要であるような下級機關を設置する。

(凶) 總會は、その規定する規則にしたがい、會議を公開するための措置を執らしめる。

戊 オブザーヴァー

(凶) 總會は、執行委員會の勧告と三分の二の多数決により、その手續規定にしたがい、總會もしくはその委員會の特別會議に、第十一條第四項に規定されているような國際機關の代表者をオブザーヴァーとして招請することができる。

第五條 執行委員會

申 構 成

- (一) 執行委員會は、加盟國によつて任命された代表者のなかから、總會によつて選舉された十八名の委員、ならびに職權上諮問的資格において列席する總會の議長とにより構成される。
- (二) 執行委員會の委員を選舉するにあたり、總會は、藝術、人文科學、科學、教育および思想の普及につき、能力ありかつその經驗力量において、委員會の行政上および執行上の義務を履行すべき資格を有する人をふくむようにつとめなければならない。總會はまた、文化の多様性および均衡のとれた地理的配置にたいして考慮しなければならない。いかなる加盟國の國民も、一名より多くの者が、同時に委員會の委員となることはできない。ただし總會議長はこれをのぞく。
- (三) 選舉された執行委員會の委員の任期は三年とし、ひきつずき第二期に再選されることができ、連続して二期間以上在任することはできない。最初の選舉において十八名の委員が選舉され、そのうち三分の一は第一年の終りに退任し、三分の一は第二年の終りに退任する。退任の順序は、選舉ののち、直ちに抽籤により決定される。その後は六名の委員が毎年選舉される。
- (四) 委員の一人の死亡または辭任の場合には、執行委員會は關係加盟國の代表者の中から後任者を任命する。この後任者は殘餘の任期のための委員を選舉する次の總會まで在任する。

乙 任 務

(五) 總會の權威の下に行動する執行委員會は、總會により採擇された計畫の實施について責任を

有し、かつ總會の議事日程および事業計畫を用意する。

(六) 執行委員會は、この機關への新加盟國の容認を總會に勧告する。

(七) 總會の決定にしたがつて、執行委員會は、その手續規定を採擇する。執行委員會はその委員の中からその役員を選擧する。

(八) 執行委員會は、毎年少くとも一回定期會議を開催し、なお、委員長自身の發意にもとずくか、または六名の委員の要請にもとずいて招集するときは特別會議を開催する。

(九) 執行委員會委員長は、あらかじめ委員會に付託されるべきこの機關の活動に關する事務總長の年次報告を、註釋をつけまたは註釋をつけずに、總會に提出する。

(十) 執行委員會は、その權限にぞくする問題に關係のある國際的機關の代表者または資格を有する者に諮問するため一切の必要な措置を執る。

(四) 執行委員會の委員は、總會により委任された權限を、全體としての總會のために行使するものであつて、各自の政府の代表者として行使するものではない。

第六條 事務局

(一) 事務局は、事務總長と必要とされる職員をもつて構成される。

(二) 事務総長は、總會が承認する条件のもとに、執行委員会の指名にもとずき六年の任期をもつて總會により任命され、また再任されることが出来る。事務総長はこの機關の首席行政者とする。

(三) 事務総長またはその指名する代理者は、總會、執行委員会およびこの機關の委員会の一切の會合に出席する。ただし、投票権は有しない。事務総長は、總會および執行委員会の適當な行動にたいする提案を作成する。

(四) 事務総長は、總會によつて承認される職員規則にしたがい、事務局の職員を任命する。職員
の任命は、誠實、能率および専門的能力の最高基準を確保することに最高の考慮を払い、でき
るかぎり廣い地理的基礎の上におかれなければならない。

(五) 事務総長と職員との責任は、その性格において、もつばら國際的なものである。その任務の履
行にあつては、事務総長および職員は、いずれの政府、またはこの機關外のいかなる権力から
も、訓令をもとめたり受けたりしてはならない。かつ、また、國際的職員として、その地位をそ
こなうような、いかなる行動もつしまなければならない。この機關の加盟各國は、事務総長お
よび職員との責任の國際的性格を尊重し、かつ、その任務の遂行にあつて、これらの者を左右し
ないことを約す。

(六) 本條のいかなる規定も、この機關が職員との兼務および人事交流のため、國際連合の内部にお

いて特別の取極をすることをさまたげない。

第七條 國內協力團體

- (一) 各加盟國は教育、科學および文化的事項に關係あるその國の主要團體を、この機關の事業に加盟させる目的のために、その國の特殊事情に適應するような措置を執る。右は、政府とそのような團體をひろく代表する國內委員會を設置する方法によることゝがのぞましい。
- (二) 國內委員會または國內協力團體は、それが存在する場合は、この機關に關係のある事項について、總會におけるそれぞれの代表およびその政府にたいして、諮問的資格において行動し、かつこの機關に關係のあるすべての事項について連絡機關としての機能を果す。
- (三) この機關は、加盟國の要請にもとづいて、その國の國內委員會に、その事業の發展を援助するため、臨時的にあるいは恒久的に、事務局の職員を派遣することができる。

第八條 加盟國の報告

各加盟國は、總會によつて定められる態様にしたがい、教育的・科學的および文化的生活と制度に關するその法律・規定および統計ならびに第四條第四項にかかけられた勸告と條約にもとず

いて執られた行動に關して、定期的にこの機關に報告する。

第九條 豫算

- (一) 豫算は、この機關によつて決定される。
- (二) 總會は第十條にもとずいてなされる協定において規定されるような國際連合との協定にしたがい、豫算とこの機關の加盟國の財政的負擔の割合を承認し、かつこれに最終的効力を與える。
- (三) 事務總長は、執行委員會の承認を得て、政府、公私の機關、團體および個人から直接贈與、遺贈および補助金を受けることができる。

第十條 國際連合との關係

この機關は、國際連合憲章第五十七條にかかけられた専門機關の一つとして、できるかぎりすみやかに國際連合と關係すけられなければならない。この關係は、國際連合憲章第六十三條による國際連合との協定により實現され、右協定はこの機關の總會の承認を受けなければならない。この協定は、その共通の目的を達成するための兩機關間の有効な協力を規定し、同時に、この憲章に定められた権限にぞくする範圍内で、この機關の自主性を承認する。このような協定は國際

連合總會によるこの機關の豫算の承認と運営について、とくに規定することができる。

第十一條 他の國際的専門機構および機關との關係

- (一) この機關は、その利害と活動が、この機關の目的と關連を有する他の政府間の専門機構および機關と協力することができる。この目的のために、事務總長は執行委員會の總括的權威の下に行動し、このような機構および機關と實効的な事業上の關係を設定し、かつ實効的な協力を確保するのに必要な共同委員會を設けることができる。このような機構または機關との間に結ばれたいかなる正式の協定も、執行委員會の承認を受けなければならない。
- (二) この機關の總會ならびにその目的および任務が、この機關の権限にぞくする他の政府間の専門機構または機關の権限ある當局が、その財源および活動を、この機構に移讓することができるのぞましいと認めるときは、事務總長は總會の承認を経て、この目的のために、相互に受諾しうる取極をおこなうことができる。
- (三) この機構は、諸會議に相互的に代表を出すため、他の政府間の専門機構と適當な取極をなすことができる。
- (四) 國際連合教育科學文化機關は、その権限内の事項と關係がある非政府的國際機關に諮問し、

かつ協力するため、適当な取極をおこない、かつ、特殊な任務を企圖するために、その機關を招請することができる。そのような協力は、また總會によつて設立された諮問委員會への、かかる機關の代表者の適宜の参加をもふくむものとする。

第十二條 機關の法的地位

國際連合の法的地位・特權および免除に關する國際連合憲章第四百四條および第四百五條の規定は、この機關にも同様に適用される。

第十三條 修正

(一) この憲章の修正案は、總會の三分の二の多數の承認を得ることによつて效力を生ずる。ただし、本機關の目的の根本的變更、または加盟國にたいするあらたな義務をふくむ修正は、效力を發生する前に、加盟國の三分の二による受諾を必要とする。提案された修正の草案は、總會による審査の少くとも六カ月前に事務總長から加盟國に通達される。

(二) 總會は、三分の二の多數決で、本條の規定を實施するための手續規定を採擇する權限を有する。

第十四條 解釋

- (一) この憲章の英語および佛語の正文は、同様に權威を有するものとみなされる。
- (二) この憲章の解釋に關するいかなる質疑あるいは紛争も、總會がその手續規定によつて決するところにしたがつて、國際司法裁判所または仲裁裁判所の決定に附託される。

第十五條 實施

- (一) この憲章は承諾を必要とする。承諾書は連合王國政府に寄託される。
- (二) この憲章は、連合王國政府の記録所において、署名のために、開放しおかれる。署名は、承諾書の寄託前においても寄託後においてもなすことができる。承諾は、すでに署名がなされたか、または後に署名がなされるのでなければ效力を生じない。
- (三) この憲章は署名國二十カ國により承諾されたとき實施される。その後の承諾は直ちに效力を發生する。
- (四) 連合王國政府は、いつさいの承諾書の受理、および前項にしたがつて、この憲章が實施された日附を國際連合のすべての加盟國に通知する。